

新規上場申請のための有価証券報告書

(I の部)

フラー株式会社

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿
【提出日】	2025年 6 月19日
【会社名】	フラー株式会社
【英訳名】	Fuller, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山崎 将司
【本店の所在の場所】	新潟県新潟市中央区笹口一丁目 2 番地 （上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っています）
【電話番号】	—
【事務連絡者氏名】	—
【最寄りの連絡場所】	千葉県柏市若柴178番地 4 柏の葉キャンパス148街区 2
【電話番号】	04-7197-1699
【事務連絡者氏名】	取締役CFO兼経営管理グループ長 宮毛 忠相

目次

	頁
第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【沿革】	3
3 【事業の内容】	4
4 【関係会社の状況】	8
5 【従業員の状況】	8
第2 【事業の状況】	9
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	9
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】	13
3 【事業等のリスク】	14
4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	19
5 【経営上の重要な契約等】	25
6 【研究開発活動】	25
第3 【設備の状況】	26
1 【設備投資等の概要】	26
2 【主要な設備の状況】	26
3 【設備の新設、除却等の計画】	26
第4 【提出会社の状況】	27
1 【株式等の状況】	27
2 【自己株式の取得等の状況】	47
3 【配当政策】	48
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	49
第5 【経理の状況】	63
1 【財務諸表等】	64
第6 【提出会社の株式事務の概要】	115
第7 【提出会社の参考情報】	116
1 【提出会社の親会社等の情報】	116
2 【その他の参考情報】	116
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	117

	頁
第三部 【特別情報】	118
第1 【連動子会社の最近の財務諸表】	118
第四部 【株式公開情報】	119
第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	119
第2 【第三者割当等の概況】	125
1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】	125
2 【取得者の概況】	126
3 【取得者の株式等の移動状況】	126
第3 【株主の状況】	127
監査報告書	巻末

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第 9 期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	2020年 3 月	2020年 6 月	2021年 6 月	2022年 6 月	2023年 6 月	2024年 6 月
売上高 (千円)	607, 720	156, 165	1, 004, 676	1, 245, 352	1, 507, 326	1, 517, 907
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△199, 958	△31, 251	62, 490	166, 145	108, 591	18, 615
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△201, 068	△36, 077	61, 230	225, 053	122, 007	28, 777
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	90, 000	90, 000	90, 000	37, 002	37, 002	37, 919
発行済株式総数 (株)						
普通株式	60, 000	60, 000	60, 000	63, 818	1, 599, 070	640, 680
A 種優先株式	27, 272	27, 272	27, 272	27, 272	—	272, 720
B 種優先株式	31, 367	31, 367	31, 367	31, 367	—	313, 670
C 種優先株式	16, 701	16, 701	16, 701	16, 701	—	167, 010
D 種優先株式	16, 238	16, 238	16, 238	20, 749	—	207, 490
純資産額 (千円)	200, 918	164, 841	226, 071	615, 116	737, 123	767, 736
総資産額 (千円)	467, 809	437, 166	576, 466	1, 039, 864	1, 303, 385	1, 288, 497
1 株当たり純資産額 (円)	△22, 326. 45	△24, 003. 88	△2, 401. 17	△1, 995. 26	460. 97	△1, 973. 04
1 株当たり配当額 (うち 1 株当たり 中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1 株当たり当期純利益又は 当期純損失(△) (円)	△1, 752. 48	△663. 99	△1. 96	97. 42	76. 30	△26. 82
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	42. 9	37. 7	39. 2	59. 2	56. 6	59. 6
自己資本利益率 (%)	—	—	31. 3	53. 5	18. 0	3. 8
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	52, 298	192, 626	210, 227	5, 591
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	△20, 609	△15, 620	△22, 706	△15, 074
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	163, 346	135, 164	△61, 017
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	—	293, 528	633, 880	956, 567	886, 065

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	74 (10)	82 (12)	100 (12)	122 (14)	148 (12)	175 (11)

- (注) 1. 「収益認識に係る会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第12期の期首から適用しており、第12期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっています。
2. 当社は連結財務諸表を作成していないため、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載していません。
4. 第9期、第10期、第11期、第12期及び第14期の1株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産の分配額及び優先配当金未払額を、純資産の部の合計額から控除して算定しています。
5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載していません。
6. 第9期、第10期、第11期、第12期及び第14期の1株当たり当期純利益又は当期純損失については、優先株主に対する優先配当の金額を、当期純利益から控除して算定しています。
7. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第9期、第10期、第11期及び第14期においては、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失のため、記載していません。第12期及び第13期においては、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載していません。
8. 第9期及び第10期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載していません。
9. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載していません。
10. 第9期及び第10期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フローに係る各項目については記載していません。
11. 2020年4月23日開催の臨時株主総会決議により、決算期を3月31日から6月30日に変更しました。従って、第10期は2020年4月1日から2020年6月30日の3か月間となっています。
12. 第11期、第12期、第13期(前事業年度)及び第14期(当事業年度)の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、太陽有限責任監査法人により監査を受けていますが、第9期及び第10期の財務諸表については、「会社計算規則」(平成18年法務省令13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、監査を受けていません。
13. 平均臨時雇用者数は、()にて外数で記載しています。なお、臨時雇用者とは、常勤である従業員以外の有期雇用従業員です。
14. 2023年5月9日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っています。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は当期純損失を算定しています。
15. 2023年5月9日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っています。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下の通りとなります。なお、第9期及び第10期の数値(1株当たり配当額については全ての数値)については、太陽有限責任監査法人の監査を受けていません。

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	2020年3月	2020年6月	2021年6月	2022年6月	2023年6月	2024年6月
1株当たり純資産額 (円)	△2,229.09	△2,396.22	△2,401.17	△1,995.26	460.97	△1,973.04
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (円)	△175.00	△66.16	△1.96	97.42	76.30	△26.82
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—	—

2 【沿革】

年月	概要
2011年11月	茨城県つくば市でインターネットサービスの企画・開発を事業目的としてFULLER(株)（旧会社名）創業、渋谷修太が代表取締役役に就任
2012年 9 月	自社提供のスマートフォン端末管理アプリ「ぼく、スマホ」をリリース
2013年 4 月	「App Ape」の原型となる「アプリ分析レポート」サービスを開始
2013年 5 月	本社オフィスを茨城県守谷市へ移転
2014年10月	本社オフィスを千葉県柏市へ移転（現在の柏の葉本社）
2014年11月	アプリ分析ツール「App Ape」ダッシュボードをリリース
2016年11月	会社名をフラー(株)に変更
2017年 1 月	新潟県新潟市中央区に新潟拠点を開設
2017年 5 月	(一財)長岡花火財団と共同で「長岡花火公式アプリ」をリリース（クライアントワークの第1号案件）
2020年 9 月	渋谷修太が代表取締役会長、山崎将司が代表取締役社長にそれぞれ就任
2020年11月	新潟拠点を新潟県新潟市中央区、同区内で移転
2020年11月	登記上の本店を新潟拠点に移転、柏の葉本社と新潟本社の二本社体制へ
2021年 4 月	フラーの魅力を発信するオウンドメディア「フラーのデジタルノート」を開始
2022年 5 月	ISO/IEC 27001（ISMS）認証を取得
2024年 6 月	(株)ヤプリー及び(株)電通グループが大株主となる (株)ヤプリー及び(株)電通グループのグループ企業との間で業務提携を開始
2024年 9 月	渋谷修太が取締役会長となり、代表者を代表取締役社長山崎将司のみとする

3 【事業の内容】

当社は、デジタル領域全般で「頼られる存在」として顧客に寄り添い、新しい価値を共創する関係を構築していくことを目指しており、これを「デジタルパートナー事業」と呼んでいます。当社のデジタルパートナー事業の内容は次の通りです。

(1) 事業の概要

① デジタルパートナー事業

当社は、デジタル領域全般で「頼られる存在」として顧客に寄り添い、新しい価値を共創する関係を構築していくことを目指しています。顧客の最高のパートナーとして、高い当事者意識を持って、「よいモノをつくりたい」、「ともに価値創造をしたい」、「フラーができることを世に示したい」といったメンバーの思いを結集していくことで、本当に求められるモノを提供する企業でありたいと考えています。

顧客の課題や目標は、多くの場合、一回の納品により完了するものではありません。当社の事業は、これまで、顧客の「デジタルパートナー」として、年々、顧客基盤を拡大してまいりました。

当社の「パートナー」は、安定した事業基盤や顧客基盤を有する我が国の大手企業が中心です。国内大手企業は、昨今の事業環境の変化から、ビジネスのDX(注) 1 やMX(注) 2 を展望する一方で、IT特にモバイル分野に関する知見やクリエイティブ人材の確保に課題を持つ企業が多く存在します。

当社はこの課題をワンストップで解決する存在として、他のITベンダーやコンサルティング会社、デザイン会社と一線を画しており、一社一社、パートナーとなる企業を増やしていくことで、事業の拡大を目指しています。

② 主な提供品目

当社は、顧客に提供するソリューションを「クライアントワーク」と「アプリ分析サービス」に区分しており、当社の売上高はこれらにより構成されています。「クライアントワーク」は、スマートフォンアプリ開発等の業務を受託する事業であり、事業開発コンサルティング、システム開発、UI/UXデザインを主な提供品目としています。「アプリ分析サービス」は、スマートフォンアプリ市場における最新の利用状況を集計・分析するサービスであり、「App Apeダッシュボード」「App Apeオーダーメイド分析」を主な提供品目としています。これらについて詳しい内容は以下の通りです。

クライアントワークにおける主な受託業務

事業開発コンサルティング	スマートフォンビジネス全般における知見を活かした事業開発コンサルティングソリューションを提供しています。
システム開発	iOS・Androidスマートフォンアプリ、WEBアプリケーション、クラウドサーバ上のインフラ構築など、グローバル標準の技術を適用したシステム開発ソリューションを提供しています。
UI/UX(注) 3 デザイン	ユーザー体験を重視したUI/UXデザインソリューションを提供しています。

アプリ分析サービスの内容

App Apeダッシュボード	当社がユーザーの同意を得て入手したアプリ利用データを統計処理し、市場の各アプリのMAU(注) 4 や利用時間、同時に利用されているアプリといった利用動向の推定データを、ウェブブラウザからグラフィカルに参照できる形式にて提供するクラウドサービスです。
App Apeオーダーメイド分析	App Apeダッシュボードと同様のデータを用い、顧客の要件に応じ個別にカスタマイズされた分析レポートを提供するサービスです。

(2) ソリューションの特徴

① 「ワンチーム」でソリューションを提供

当社は、エンジニア、デザイナー、データサイエンティスト、ディレクターからなるクリエイティブ人材を、顧客ごとに適切に配置し「ワンチーム」でソリューション提供にあたっています。このチーム単位のソリューション提供は、長期にわたり継続することを前提としています。

当社は、顧客とチームとの間、チーム内、チーム間のコミュニケーションを、情報ツールを最大限に活用しスムーズに行っています。これにより、コミュニケーション不足によるリスクやロスを極力排するとともに、当社の理想とする「モノづくり」において最も重要なポイントである、プロジェクトにかかわる人々の間の「人の和」「共創の精神」を作り上げています。

② 一気通貫のソリューション

当社のクライアントワークは、顧客のニーズに応じて、事業開発、サービス企画、UI/UXデザイン、スマートフォンアプリ、Webフロントエンド(注) 5、サーバーサイドの各アプリケーション開発・保守、クラウドサーバーの運用・監視、事業グロースの支援に至るまで、主に当社の内部リソースを活用し、一気通貫のソリューションを提供することを特徴としています。

日本の大企業においては、インターネットビジネス、アプリビジネスを立ち上げる際、社内における企画立案作業、コンサルティング会社による戦略立案、デザイン事務所や開発ベンダーによる制作作業、広告代理店によるマーケティング活動など、多くの企業が参加することがありますが、これら立場が異なる複数の企業がプロジェクトに関わることで、進捗の遅延、トータルコストの増加、品質の低下などの問題が発生し、結果として「使われない」サービスが生まれることがあります。

当社は、一気通貫のソリューションにより、こうした顧客が抱える様々な課題をワンストップで解決することを強みとしています。

③ DX事業開発ソリューション

当社は、多くのアプリ制作実績や、アプリ分析サービスにおいて長年蓄積したノウハウをもとに、顧客のアプリビジネスの企画・草案段階から参画し、ビジネスモデル構築、サービス設計などの担う「事業開発」の分野を強みとしています。

プロジェクトチーム運営の経験が豊富なディレクターが中心となり、デザイナー、エンジニアなどを含めた当社のクリエイティブ人材が一体となって、具体的かつ実現可能なプロダクトイメージを常に描きながら、アプリを活用した顧客ビジネスのDXと、そのビジネス目標の実現をお手伝いしています。

この点は、他のソリューション企業、たとえばシステム開発会社、デザイン制作会社などと比較したときの、当社の独自性、競争力の源泉となっています。

④ 「よいデザインを、あたりまえに。」

当社は、あらゆるモノづくりにあたり、「よいデザインを、あたりまえに。」をモットーとして、ユーザーが見るもの、手に触れるもの、感じることを、これらユーザー体験が最高のものになることをつねに目指しています。顧客への提案の初期段階、まだつくるモノが明瞭でない段階からデザイナーが積極的に参加し、「どんなユーザー体験を実現したいか」の共有から企画を始める、いわゆる「デザイン思考」の考え方を採用しています。

企画及び制作においてデザイン思考を言語化、具現化するためには、デザイナーに狭義のデザイン領域を超えた高度な知見が求められます。経営レベルのリーダーシップのもとで、最高のユーザー体験を実現するためのデザイナー組織の育成・強化に取り組めることは、当社ソリューションの特徴のひとつとなっています。

また、デザイン思考の考え方やこれを体現するソリューション提供能力と最新のエンジニアリング能力を併せ持つ点は、他のシステム開発会社あるいはデザイン会社等の競合企業に対する重要な差別化要素であると考えています。

⑤ 顧客との直接取引

当社の取引形態は顧客との直接取引が中心となっています。「一気通貫」の当社の強みを最大限に発揮し、顧客と一体となって最高の価値創造を行うために、大半の案件において当社がプロジェクトの中心に位置し、事業企画、スケジュールリング、開発要件の整理などプロジェクトの根幹部分を担うほか、チームのパフォーマンスを最大化するための雰囲気作りやリーダーシップを常に心がけています。

また、直接取引の場合、当社の実績として、顧客と共同で事例を積極的に情報発信することが可能となります。取引実績のPRは、当社のブランディングのため最も優れたマテリアルになっており、実際の受注獲得につながっています。

当社は、今後とも、顧客満足と企業価値の最大化のため、顧客が安心して直接取引ができる企業であり続けたいと考えています。

(参考)

売上高における大手企業の割合：90.2% (注) 6

売上高における直接取引の割合：97.0% (注) 7

⑥ 当社独自のアプリ分析サービス「App Ape」

「App Ape」を軸とするアプリ分析サービスは、創業当初から企画していたサービスであり、当社は創業以来本サービスを事業の主軸とし普及に努めてきました。当社はこの「App Ape」を出発点として「アプリのフラー」のブランディングを行い、多くの顧客と向き合ってきた結果、現在の主力事業であるクライアントワークビジネスを立ち上げるに至りました。

「App Ape」で培ってきた最新のアプリ利用動向についての知見やデータ分析のノウハウは、新規取引開始時の提案活動や事業企画・開発などにおいて広く活用しており、同業他社との間の差別化に貢献しています。

⑦ ソリューションを支えるクリエイティブ人材

当社は、顧客のアプリビジネスを成功に導くためのソリューションを幅広く提供しています。当社は「ヒト」の力によって支えられており、専門人材の採用と育成は、当社の事業活動の維持、成長のための生命線となっています。フラーメンバー一人一人が、アプリ分野での高い能力と知見を備えることで、はじめて顧客の大きな期待に応えることができます。

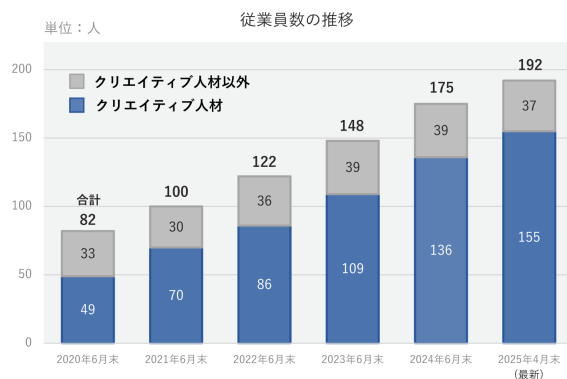
また、アプリ分析サービスにおいては、巨大なアプリ利用データを顧客のビジネスに活用できる形にして提案するため、データサイエンス、顧客ニーズの理解、最新のアプリマーケットに関する知見などを集結したこの事業独特のノウハウを必要としています。

とりわけ、ソリューションの中核となるエンジニア、デザイナー、データサイエンティスト、ディレクターからなるクリエイティブ人材は、社員の約8割を占めており、これらの採用と育成は、当社の事業成長に不可欠な要素です。

当社の採用は、これまでに提供してきたサービス、新潟地域におけるブランド力、多くの高専生が活躍する企業としての知名度などに支えられ、継続的にクリエイティブ人材の確保を行ってきました。多くの企業で人材確保が課題となっている中で、創業以来醸成してきたヒトの和、人間性の尊重、ワークライフバランスを重視する企業文化、リモートワークなど新しい時代のワークスタイルへの対応により、ヒトを惹きつける会社であり続けたいと考えています。

(参考)

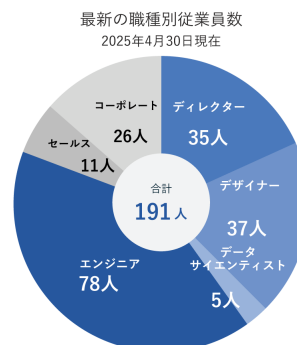
積極的な採用によりクリエイティブ人材は年々増加 事業成長を支えている



クリエイティブ人材比率

80.7%

※従業員のうちディレクター、デザイナー、データサイエンティスト、エンジニアの割合



- (注) 1. DXとは「Digital Transformation」の略であり、デジタル技術を活用したビジネスモデル等の変革を指します。
2. MXとは「Mobile Transformation」の略であり、スマートフォン等のモバイルデバイスを中心としたDXを指します。
3. UIとは「User Interface」の略であり、操作性や機能性などユーザーとサービスとの接点となる外観を指します。UXとは「User Experience」の略であり、ユーザーがサービスを通じて得ることのできる体験を指します。
4. MAUとは「Monthly Active Users」の略であり、月あたりのアプリ利用者数を指します。
5. Webフロントエンドとは、WebサイトやWebアプリケーションにおいて、ユーザーに表示されるインターフェースのことを指します。
6. 2025年6月期第3四半期累計期間の売上高のうち、上場企業またはグループ売上高1,000億円以上の企業（グループ企業、特殊法人を含む）が取引先である売上高の割合を記載しています。
7. 2025年6月期第3四半期累計期間の売上高のうち、エンドユーザーとの直接取引である売上高の割合を記載しています。

事業系統図



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(その他の関係会社) 株式会社電通グループ (注) 1、2	東京都港区	74,609,812	グループ全体の各種環境整備と支援、ガバナンスの推進	被所有 21.9 (0.7)	役員の受入(1名) 資本業務提携(同社グループ会社を含む)
株式会社ヤブリ (注) 1	東京都港区	51,252	アプリ運営プラットフォームの提供	被所有 21.5	役員の受入(1名) 資本業務提携

(注) 1. 有価証券報告書提出会社です。

2. 議決権の所有(又は被所有)割合の()は間接保有分であり、内数で記載しています。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2025年4月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
192 [7]	31.2	3.5	5,635

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、従業員兼務取締役及び契約社員を含み、他社からの出向受入、他社への出向者及び休職者を含みません。

2. 臨時雇用者数は、年間の平均人員を〔 〕内に外書きで記載しています。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいます。

4. 当社は単一セグメントであり、セグメントごとの従業員数の記載を省略しています。

5. 従業員数が最近1年間に於いて17名増加しています。これは、主に事業拡大のためエンジニア等のクリエイティブ人材を新規採用したこと等によるものです。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されていませんが、労使関係は円満に推移しています。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)」の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しています。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、提出日時点において、当社が判断したものです。

(1) 経営理念

当社は経営理念として、以下のユメ、ミッション、価値観を掲げています。

ユメ 「世界一、ヒトを惹きつける会社を創る。」

当社では、会社は究極のプロダクトだと考えています。当社と一緒に仕事をしてみたいと思ってくれるヒト。当社の製品やサービスを使いたいと思ってくれるヒト。当社の可能性に期待をして応援していただけるヒト。そんなヒトたちがどんどん増えることが、当社のユメです。

ミッション 「ヒトに寄り添うデジタルを、みんなの手元に。」

スマホアプリのデータ分析から始まった当社は、分析・企画・デザイン・開発などあらゆる領域でヒトに向き合い、デジタルの価値を考え、本当に必要なモノを創り続けてきました。だからこそ、知っています。デザインや技術だけが素晴らしくても、本当に必要なモノは創れないことを。デジタルのその先にいる、ヒトに寄り添う大切さを。ヒトに寄り添うデジタルを、みんなの手元に。本当に必要なモノにこれからも向き合い続ける、当社のミッションです。

価値観 「頼られる存在になろう。」

当社はヒトが中心の会社です。当社にとっての「頼られる存在」は、3つの要素で構成されます。

- ・プロフェッショナルであること：その道のプロフェッショナルとして確かな知識を持ち、アウトプットを出そう。「この人の力を借りたい」、そう求められる存在を目指して。
- ・人の和を大切にすること：関わる様々な人々の立場に立って、寄り添い、助け合い、尊重しよう。「この人と一緒に仕事をしたい」、そう慕われる存在を目指して。
- ・当事者意識を持つこと：やるべきこと、任されることに対して、責任を持ち、投げ出さず、行動で示していこう。

(2) 経営環境

近年、わが国では、ITが生活に浸透し、あらゆる領域におけるIT化が進んでいることや、IoT・AIなどの先端的な技術を活用したビジネスのデジタル化への注目が高まっており、ITに関するニーズはますます拡大しています。

さらに「新型コロナウイルス」の感染拡大が引き起こした社会構造の地殻変動のなかで、サービス、社会インフラ、ライフスタイル、ワークスタイルなどあらゆる場面においてデジタルトランスフォーメーション、いわゆる「DX」の推進が期待されています。中でも、当社が軸足を置くスマートフォンアプリ関連市場は、DXの中核となる分野の一つとして重要性が高まっています。

当社は、こうした良好な市場環境を背景に、創業以来のモノづくりの精神により価値あるサービスを提供し、顧客から「頼られる存在」となることにより、事業成長を図っていきたいと考えています。

また、わが国では、こうしたニーズを担う「IT人材」の供給が追いついていない状況にあります。経済産業省が2016年に公表した「IT人材の最新動向と将来推計に関する調査結果」によると、わが国におけるIT人材不足は、2015年の約17万人から2030年には約79万人にまで徐々に拡大する可能性があるとしています。このIT人材不足は、今やITサービスの提供を専業とするIT関連企業だけでなく、ビジネスにおいてITを活用するあらゆる企業にとっての課題となっています。

当社は、とりわけ若い世代にとって、IT関連のクリエイティブ人材として活躍することを魅力とじてもらえるよう、当社独自のワークライフバランスに配慮し「人の和」を大事にするワークスタイルを確立し、これを普及させていくことを社会的使命と考えています。

(3) 経営戦略等

当社の経営の基本方針・戦略等は以下の通りです。

① 基本方針

当社は、「ヒトに寄り添うデジタルを、みんなの手元に。」をミッションとし、新規・既存事業の戦略構築からプロダクト開発・グロースまで顧客を含めた「ワンチーム」で伴走し顧客の課題解決や事業成長に貢献する「デジタルパートナー事業」を営んでいます。

当社は、このデジタルパートナー事業の成長(売上高の拡大)を通じて、フラー及びフラーメンバーの価値を市場に向けて発信し続けていくことを最重要の経営方針としています。当社は、営業努力のほか、人材の確保、適切なコストコントロール、内部管理体制の整備、必要な投資活動、独自のプロダクト・ソリューションの開発などをバランスよく進めることにより、持続的な事業成長を目指します。

② 収益基盤の拡大による事業成長

当事業は、売上の約9割を業務受託（クライアントワーク）が占めており、プロジェクト一つ一つの採算確保と、その積み上げである毎期の利益水準の最大化を重視しています。

具体的には、販売ルートの拡大、事業開発コンサルティング・システム開発・UI/UXデザインのそれぞれの分野のソリューション提供能力を向上（人員規模の拡大、開発パートナーの活用、外部サービスの積極活用、技術水準の向上、対応範囲の拡大）させていくことにより、収益基盤の拡大と事業成長を図っていきます。

③ クリエイティブ人材の確保と育成

当社は、内製開発を中心としており、事業成長のためには、優秀なクリエイティブ人材（デザイナー、エンジニア、ディレクター、データサイエンティスト）の積極的な採用と育成が不可欠です。

当社は、今後ともヒトが活躍できる魅力的な環境の整備、当社の魅力を伝える積極的な広報活動、最新の媒体・手法を駆使した採用活動などにより、ソリューションの実際の担い手となるクリエイティブ人材の確保を目指します。また、技術やサービスのトレンドへのキャッチアップのため、ソリューションに従事するメンバーの育成にも力を注いでいきます。

④ 地方拠点の活用

当社は、IT企業が東京に一極集中する中で、千葉県と新潟県との二本社体制としており、こうした地方拠点の活用、さらには地域経済への貢献を経営方針の一つとしています。リモートワークなどの「新しい生活様式」の急速な普及を追い風とし、事業成長のための営業活動、並びにクリエイティブ人材の確保のための拠点として、首都圏以外の地方拠点を積極的に活用していきます。

（拠点別の従業員数及び全体に占める割合）※2025年4月30日現在

柏の葉本社（千葉県柏市） 144名（75.0%）、新潟本社（新潟県新潟市中央区） 37名（19.3%）、
その他 11名（5.7%）

（注）フルリモートでの勤務者等、柏の葉本社または新潟本社に所属しない従業員を「その他」に分類しています。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

前記の経営方針を実行していく上で、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は以下の通りです。

① 継続的な受注獲得のための営業体制の整備及びブランド力の向上

当社は、持続的な事業成長を実現するため、営業体制の整備及びソリューション企業としてのブランド力・知名度の向上が課題となっています。

これを踏まえ、当社では、フラーのソリューションの魅力を伝えられる営業人員の採用・育成、顧客との案件実績の蓄積と事例PR、オウンドメディアを利用した積極的な事業広報等の施策による認知度の向上に努めています。

また、当社では、販売ルート拡充のため、他のソリューション企業との営業連携を進めています。直近では、(株)ヤプリー及び(株)電通グループのグループ各社との間で、営業活動に関する業務提携を推進しています。

② 他社との連携による受注機会、ソリューションの拡大

当社は、より幅広い顧客ニーズに対応し、事業成長を継続するため、他社との連携による受注機会やソリューションメニューの拡充が課題となっています。

これを踏まえ、当社では、人材育成によるソリューション範囲の拡大、ソリューションの定型化、広く普及した他社プロダクトの取扱い、他のソリューション企業との協業、業務提携先と連携した新規サービス開発などを検討してまいります。

③ 優秀な専門人材の採用及び育成

国内のDX市場拡大の中で、若年人口の減少が加速しており、優秀なクリエイティブ人材の獲得競争は激化傾向にあり、当社においては、採用活動が経営上の重要な課題となっています。

これを踏まえ、当社では、新卒を中心とした積極的な採用活動を行うとともに、教育研修体制の充実により各技術分野のリード人材の育成に努めてまいります。

④ 内部管理体制の整備・強化

当社では、急激な業容の拡大、従業員数の増加に伴い、組織運営、プロジェクト管理に関する業務負担が増加傾向であり、管理体制の整備・運用が課題となっています。

これを踏まえ、当社では、中間管理職の育成に努めるとともに、マニュアル、運用体制、リスク情報が適時に報告される体制等、内部管理体制全般の整備・強化に努め、健全な経営を目指しています。

⑤ 情報セキュリティを確保するための体制整備

当社は、システム開発を主業とし重要な情報を管理していることや、業務のあらゆる場面で情報ツールを利用していることなどから、高水準の情報セキュリティを確保するための体制整備が求められます。

これを踏まえ、当社では、2022年5月にISMS認証(ISO27001)を取得するなど取組みを強化しており、執行役員CISOを情報セキュリティ責任者として、さまざまな施策(セキュリティ対策アプリケーションの導入、各拠点のセキュリティ対策、社員教育等)を実施しています。

⑥ 財務基盤の強化

当社は、2021年6月期以降、各段階利益(営業利益、経常利益、当期純利益)の黒字を計上しており、足下の財務健全性について特段の懸念事項はありません。

一方で、業容拡大とともに、人材採用やオフィス拡張等のための支出や、案件規模の拡大に伴う所要運転資金の増加などの可能性があるため、これらに備えた追加の資金調達及び財務基盤の強化について検討してまいります。

(5) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、持続的な成長と企業価値の向上を目指しており、主な経営指標として売上高、営業利益、売上高営業利益率を重視しています。

当社事業は売上の約9割を業務受託（クライアントワーク）が占めており、当社の売上高と営業利益は、個々のプロジェクトの集積により構成されています。

売上高は、当社に対しての市場や顧客の直接的な評価であり、当社の存在価値を最も表している指標であると考えています。

営業利益は、プロジェクトから得られた利益の蓄積から販売費及び一般管理費を差し引いたものであり、当社の営業活動の成果を最も表している指標であると考えています。なお、営業利益の目標には、販売費及び一般管理費を適正な水準に維持することを含んでいます。

売上高営業利益率は、売上高と営業利益の比率であり、当社の営業活動の効率性を最も表している指標であると考えています。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組の内容は、次の通りです。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものです。

(1) ガバナンス

当社は、サステナビリティの実現のため、当社の株主、取引先、従業員その他のステークホルダーに対して社会的責任を果たすとともに、企業価値の向上を重視した経営を推進するために、コーポレート・ガバナンスの充実に図ることを重要な経営課題としています。

サステナビリティに関する戦略の立案、実行及びその監督にあたっては、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会において実施し、その内容や重要性に応じて取締役会に諮り、決定しています。

なお、当社のコーポレート・ガバナンス体制の詳細は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載しています。

(2) リスク管理

当社は、サステナビリティの実現のため、事業上のリスク及び機会を適切に管理し、持続的な成長を実現することを目指しており、リスク管理体制の充実に図ることを重要な経営課題としています。また、リスク管理にあたっては、従業員、顧客、株主等のステークホルダーとの良好かつ長期的な関係構築を何より重視し、日常のあらゆる経営判断において、かかる視点を持ち続けることを心がけます。

サステナビリティの観点を含んだ当社におけるリスク及び機会について、コンプライアンス・リスク管理委員会において、各部門の連携による網羅的な洗い出し、分析、対策を実施し、その内容や重要性に応じて取締役会に諮り、決定しています。

なお、当社のサステナビリティに影響を与える重要なリスク項目については「3 事業等のリスク」に記載しています。

(3) 戦略

当社は、持続的な成長を実現していくため、人材採用、人材育成、社内環境の整備を重要な経営課題として位置付けています。

人材採用にあたっては、いわゆる「ジョブ型」の採用を中心としており、年齢（新卒採用を除く）、性別、性的指向・性自認・性表現、国籍、宗教、障がいの有無などにかかわらず、各職種における専門性や成長意欲を重視する採用選考を行っています。直近では、新卒採用を重視し、柏の葉・新潟の両本社の立地や、全国の高等専門学校との連携など、当社独自の強みを最大限に生かした採用活動を実施しています。

人材育成については、教育研修資料の充実、書籍購入制度、専門性を重視する人事制度などにより、一人一人が着実に成長していくことを目指しています。

社内環境の整備については、リモートワークを前提とした就労環境の構築、フレックスタイム制度、年次有給休暇や育児休業を取得しやすい雰囲気作りなど、フラーメンバーの誰もが明るく、楽しく、健康的に活躍できるよう、適切なワークライフバランスの実現を目指しています。

(4) 指標及び目標

当社では、「(3) 戦略」に記載した人材の育成方針及び社内環境の整備について、具体的な指標及び目標は定めていません。今後、その具体的な目標設定や状況の開示について検討していく予定です。

3 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下の通りです。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものです。

(1) デジタルパートナー事業におけるリスク

① スマートフォン関連市場（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：長期、影響度：大）

当社はスマートフォン関連事業を主要な事業分野としています。スマートフォン関連市場は今なお伸長を続けていますが、新たな規制の導入、プラットフォームの方針転換、その他予期せぬ要因により今後の利用状況に大きな変化が生じた場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 人材の確保（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：中期、影響度：大）

当社のデジタルパートナー事業は、ディレクター、デザイナー、エンジニア、データサイエンティストなどの分野における最新の知見及び技術的専門性を有した多くの人材により支えられています。今後さらに当社が成長を続けていくためには、専門人材の育成及び獲得を進めていく必要があります。

一方で、少子化による若年層の減少、DX(デジタルトランスフォーメーション)人材の需要増加などの要因により、人材市場が逼迫し、当社における人材の確保が困難になる可能性があります。

当社は優秀な人材から「選ばれる」企業となるために、ワークライフバランスの重視、リモートワークなどの新しい働き方の推進、チームワークを重視する社内風土づくり、成長機会の提供に取り組むとともに、当社の魅力を広く伝えるための広報活動を積極的に行っています。

③ 同業他社との競合（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：中期、影響度：中）

デジタルパートナー事業において当社が提供する事業開発、デザイン、システム開発・運用、データ分析などのソリューションにおいて、わが国には確固とした取引基盤を持つ大手企業や、当社同様に成長を続ける新興企業が多く市場に存在しており、さらに今後ともベンチャー企業の参入も予想されます。これら企業との競合が激化した場合、当社の事業及び業績等に影響を与える可能性があります。

当社は、競争に勝ち抜き、市場におけるポジションを確立していくために、顧客と密接な結びつきを持つ「デジタルパートナー」として、事業開発からデザイン、開発・運用、グロースまでを一気通貫で提供できる体制を特長としており、この優位性を生かした高い水準のサービスを提供し続けることにより差別化を図ります。

④ 大規模プロジェクトの推進（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：中期、影響度：大）

当社が受託するプロジェクト、特に大規模プロジェクトについては、長期にわたり、当社の役職員・業務委託先のほか、顧客とその関係企業など多数の人員が参加します。当社はその中で顧客の「デジタルパートナー」としてプロジェクト進捗のための主要な役割を担っています。

プロジェクト推進にあたっては、顧客の方針変更・意思決定の遅延、コミュニケーション不全、人的ミスの発生、成果物の不具合など、様々な不確実性が存在し、結果として売上の減少、製造原価（労務費、外注費等）の増大、取引の中断・長期化などが発生し、当社事業及び業績等に影響を与える可能性があります。また、納品・検収が予定していた会計期間内に完了せず、いわゆる「期ずれ」が生じた場合には、公表している業績予想の修正を行う可能性があります。

当社ではこうした事態を防止するため、取引の審査、計画書の策定、ドキュメンテーション、議事録等の記録、モニタリング、成果物レビュー、品質管理などの体制を整備しリスクの低減に努めています。

⑤ システム障害（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：短期、影響度：大）

当社は、事業活動全般において、インターネットを利用したシステム基盤に全面的に依存しています。自然災害、紛争、人的災害、当社が利用する主要なサービス(通信インフラ、Google、Slack、freee会計等)の中断などが生じた場合、当社の業務遂行が大きく阻害され、当社の事業及び業績等に影響を与える可能性があります。

⑥ 技術革新への対応（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：長期、影響度：中）

当社は、最新のデジタル分野における利用者動向、UI/UX、テクノロジーに精通し、これらを活用した新規事業開発に強みを持っています。今後、日進月歩で登場する新たな技術革新に対して適時に対応を進めることが競争力の維持向上のため不可欠であると考えています。

今後、当社における技術の固定化、人員の高齢化、古い技術資産の蓄積、後進の新興企業の出現などにより、当社の先進性に基づく競争力が脅かされ、あるいはこれらに対応するためのコストが増大することにより、当社の事業及び業績等に影響を与える可能性があります。

⑦ 紛争・トラブルの発生（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：中期、影響度：中）

上記④、⑤に記載した理由その他の理由により、顧客その他の関係者との間で紛争・トラブルが発生し、これへの対応により当社の事業及び業績等に影響を与える可能性があります。なお、本書提出日現在、顧客その他の関係者との間で重大な紛争・トラブルはありません。

(2) 「App Ape」に関するリスク

① 売上の低下（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：中期、影響度：小）

当社独自のプロダクトである「App Ape」は、スマートフォンアプリの利用データを統計処理することにより、最新のアプリ市場の動向をSaaS形態により提供するサービスです。当社は、従来、「App Ape」はグローバル規模の事業展開を展望し、韓国、アメリカ、EU圏など複数国の利用データを扱っていましたが、韓国データの取扱終了をもって、現在では日本データのための提供としています。一方で「App Ape」の競合サービスは、市場の伸長が著しい中国はじめ多数の国のデータを扱っています。

当社は、日本における販売活動に経営資源を集中することにより、採算の確保を図っていますが、今後、競合との機能比較により「App Ape」の売上高が減少していく可能性、ひいてはサービスの提供を終了する可能性があります。結果として事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② データ収集（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：短期、影響度：中）

「App Ape」の統計に利用するアプリの実利用データは、自社提供アプリ(Android)のほか、当社がパートナーシップを結ぶ提携アプリに組み込んだSDK(注)を通じて、利用者に同意を得た上でデータ取得を行うパネル調査法を採用しています。

当社では、インターネットビジネスにおいて個人情報等について慎重かつ厳格な取り扱いが求められている昨今の状況を踏まえ、各種法令並びにGoogle社の利用規約等を遵守しつつ、提携先と連携して、データ収集に関するリスクの最小化を図っていますが、提携先アプリの個別の事情や、Google社の方針の変更によりデータ収集が困難になった場合、「App Ape」のサービス継続が困難になり、事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(注) SDKとは「Software Development Kit」の略であり、アプリケーションのソースコードに組み込む、特定のソフトウェアやサービスに必要なプログラムなどをパッケージ化したものです。

(3) 経営管理体制に関するリスク

① 情報セキュリティ（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：長期、影響度：大）

当社は、当社役職員、顧客などに関する、個人情報、取引情報その他重要な情報を、主に当社が管理するクラウド型サービスを利用して管理・運用しています。

万が一、当社の責により重要情報が漏洩した場合、当事者からの損害賠償、風評被害、商取引の中断、営業活動への悪影響など、当社の事業及び業績等に多大な影響を与える可能性があります。

当社はこれを踏まえ、情報セキュリティ責任者の監督の下、適切な情報セキュリティ体制の構築に努めており、情報セキュリティ基本方針、プライバシーポリシーを定めるほか、各種セキュリティツール（シングルサインオン、ウイルス対策、情報端末管理、パスワード管理等）の活用や定期的な研修の実施により、日常の業務におけるセキュリティ水準確保を図っています。当社では、これらの体系的な取組みをもとに、2022年5月にISMS認証(IS027001)を取得しています。

② 内部管理体制（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：長期、影響度：中）

当社は、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するため、内部統制が有効に機能するための体制を構築・運用しています。

現在、会社規模に応じた体制を整えており、今後も業容拡大に応じた体制拡充を進める方針としていますが、将来事業が急拡大した場合に、十分な管理体制の構築を適時に行えなくなる可能性があり、事業及び業績等に影響を与える可能性があります。

③ 知的財産権（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：長期、影響度：中）

当社における知的財産権に関する業務は、法務担当部門である経営企画グループが実績ある特許事務所に相談の上、進めることとしています。今後、他社からの受託業務や自社サービスの開発において、商標その他の知的財産権への対応が重要になることが考えられます。

万が一、当社が関わる業務において、他社より権利侵害の訴追（使用料の請求、損害賠償請求、使用差し止め等）を受けた場合、または当社の知的財産権が他者より侵害を受けた場合に、当社の事業及び業績等に影響を与える可能性があります。

④ (株)ヤプリ及び(株)電通グループとの関係について

（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：中期、影響度：大）

(株)ヤプリ（以下「ヤプリ」という。）及び(株)電通グループ（以下「電通グループ」という。）は共に当社の主要株主であり、当社は両社の持分法適用関連会社です。両社の経営方針・投資方針の変更や経営状況の変化が当社の事業及び業績等に影響を与える可能性があります。

a. 資本関係

当社の発行済株式のうちヤプリは21.5%、電通グループは21.2%を保有しています。定款の変更、役員の選解任、組織再編行為、剰余金の処分等、株主の承認が必要となる事項に関しては、両社による議決権行使が当社の意思決定に影響を及ぼす可能性があります。

b. 人的関係

当社の取締役である庵原保文氏はヤプリの代表取締役を、安田裕美子氏は電通グループの子会社である(株)電通デジタルの執行役員をそれぞれ兼任しています。両者の豊富な経験・知見を当社経営に活かすことを目的として招聘したものです。

なお、これら2名の他に、上場取引所の定めに基づく独立役員として指定する独立社外取締役1名、独立社外監査役4名が就任しており、取締役会においてより多様な意見が反映される状況にあります。

c. 取引関係

当社は両社と業務提携契約を締結し、同契約に基づき業務提携を行っており、両社による当社への発注や顧客紹介等を継続的に受けています。これらの取引については、他の会社との取引と同様の、一般的な取引条件で行っています。また、取引条件の適切性を確保するため、当社が定める関連当事者取引管理規程に基づき、取引の合理性や取引条件の妥当性等について十分に検討を行い、必要に応じて取締役会において取引の可否を審議しています。

(4) その他のリスク

① 業績予想の修正（顕在化の可能性：大、顕在化の時期：短期、影響度：低）

当社は、業績予想を発表するにあたって、進行中のプロジェクトの進捗状況や将来の受注見込み等を確認した上で作成していますが、大口取引の失注、不採算プロジェクトの発生、プロジェクト進行上のトラブル、その他不測の要因が生じた場合、当該事業年度の売上及び利益に大きな影響を与える可能性があり、結果として業績予想を修正する可能性があります。

② 配当政策（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：中期、影響度：中）

当社は、成長過程にあるため、人材確保・育成、サービス強化のための投資、営業強化のための広告宣伝や販売促進、その他成長投資に対して迅速に対応するため、創業以来配当を実施していません。株主に対する利益還元は重要な経営課題であると認識していますが、現時点で配当実施の可能性及びその時期は未定です。

③ 創業者である取締役会長への依存（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：中期、影響度：中）

当社の創業者である取締役会長渋谷修太は、創業以来、経営リーダーとして経営戦略の策定、顧客獲得、要職者の採用、ファイナンス活動など多岐にわたり重要な役割を担ってきました。

何らかの理由により渋谷の業務執行が困難になった場合、新潟県における渋谷の知名度や、当社の取引先との関係性に与える影響などから、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

当社は現在、重要な経営情報の共有や渉外・提案活動の制度化などを進め、日常の業務執行に関する権限は代表取締役社長山崎将司が有するものとしており、渋谷に過度に依存しない経営体制の整備を進めています。

④ 調達資金の使途（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：中期、影響度：中）

当社の公募増資による調達資金は、全額を採用関連費用に充当する計画です。しかしながら、充当の結果、計画通りの成果が得られない可能性、並びに経営環境の変化などの要因により、調達資金を予定外の使途に充当する可能性があります。これらの場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 当社株式の価格変動（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：短期、影響度：中）

当社の発行済株式総数に対するベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合（以下「ベンチャーキャピタル等」）の当社株式の所有割合は、本書提出日現在27.1%です。ベンチャーキャピタル等は純投資目的による株式保有であると考えられ、当社の株式上場後において保有株式の一部または全部を売却する可能性があります。また、その他の株主についても利益の実現のため、同様に保有株式の一部または全部を売却する可能性があります。その場合、株式市場における当社株式の需給バランスが短期的に損なわれ、当社株式の市場価格に影響を与える可能性があります。

⑥ ストック・オプションの行使による株式価値の希薄化

（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：短期、影響度：中）

当社は、ストック・オプションを従業員へのインセンティブ制度への一環として活用しており、今後とも発行する可能性があります。本書提出日現在のストック・オプションとしての新株予約権の目的となる株式数は139,460株であり、これは発行済株式の8.5%に相当します。権利者の意向や当社株式の株価動向によりですが、ストック・オプションが権利行使され、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

⑦ 予見困難な外部環境の変化（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：短期、影響度：大）

大災害の発生、感染症の蔓延、物価上昇、国際情勢の悪化等、予見することが困難な外部環境の変化により、当社の経営に重大な影響を与える可能性があります。

当社は、情報収集、経営への影響の検討、対処方法の検討などを適時に行うとともに、不測の要因があった場合においても経営基盤が維持されるよう財務健全性の確保に努めます。

⑧ 重大な訴訟等の発生（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：中期、影響度：大）

当社または当社関係者による法令違反または事業活動の中で生じたトラブル等により訴迫・訴訟等を提起され、当社の事業及び業績等に影響を与える可能性があります。当社は、かかる事態を未然に防止するため、コンプライアンス管理及びリスク管理の体制を整備し運用しています。なお、本書提出日現在、当社が関係する重大な訴訟が生じている事実はありません。

⑨ 税務上の繰越欠損金の解消（顕在化の可能性：高、顕在化の時期：中期、影響度：小）

当社は、当事業年度末時点で税務上の繰越欠損金が存在しており、今後当面の期間は、法人税等の税負担が軽減されることが予想されます。ただし、課税所得の計上等の要因により当該繰越欠損金が解消した場合は、通常の税率に基づく税負担が生じることとなり、当社の当期純利益及びキャッシュ・フローに悪影響を及ぼす可能性があります。

⑩ 繰延税金資産の取り崩し（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：中期、影響度：中）

当社は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対し、将来の課税所得等を合理的に見積り繰延税金資産を計上しておりますが、実際の課税所得や業績見通し等が見積り時から変動することにより、繰延税金資産の全部または一部の回収可能性が無いものと判断される場合には、繰延税金資産を取り崩す可能性があり、その結果、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑪ 金利変動（顕在化の可能性：大、顕在化の時期：短期、影響度：小）

当社は、運転資金として金融機関より資金の借入を実行しています。金融政策や金融市場の変化等により金利が上昇した場合には、調達コストが増加し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑫ 上場維持基準（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：中期、影響度：大）

当社の時価総額は、東京証券取引所が定めるグロース市場の上場維持基準を下回って推移する可能性があります。さらに、将来的に、同市場の上場維持基準が見直された場合、当社株式の上場維持に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、売上高及び利益の成長を通じて企業価値を継続的に向上させることで、時価総額規模を拡大することを基本的な方針とします。一方で、株価は、経営成績のほか市況等の様々な要因により変動するものであり、当社としては、あらゆる状況の中でも、当社株式の流動性を損なうこと回避するため、当社株式の市場における評価を注視し、企業再編や市場変更等の検討を含めた幅広い選択肢をもって、上場維持に努めていく方針です。

⑬ 情報管理体制（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：短期、影響度：中）

当社は、2023年6月19日に東京証券取引所から新規上場承認を受け、同日関東財務局に有価証券届出書を提出し受理されましたが、上場時のファイナンスにあたり、未公表の重要事実に関連する恐れのある情報を株主に対して提供していたことを原因として、2023年7月24日に有価証券届出書の取下げを行い、新規上場を中止するに至りました。

その後、当社では、監査役及び顧問弁護士による調査結果を踏まえ、会社経営に関する重要情報の管理及び外部提供に関する業務手順の改善を行い、併せて定期的な研修実施、監査役及び内部監査によるチェック体制の充実などに取り組むなど、情報管理体制の強化を行いました。

こうしたことから、本書提出日現在において、本件に関する懸念事項は解消しているものと認識しています。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という)の状況の概要は次の通りです。

① 財政状態の状況

第14期事業年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

（資産）

当事業年度末の流動資産は1,137,985千円となり、前事業年度末と比べ25,427千円減少しました。主な変動要因は、現金及び預金の減少70,501千円、受取手形及び売掛金の増加44,238千円、前払費用の増加2,985千円、仕掛品の減少2,066千円です。

固定資産は150,512千円となり、前事業年度末と比べ10,540千円増加しました。主な変動要因は、繰延税金資産の増加11,182千円、敷金及び保証金の増加8,481千円、工具、器具及び備品の減少6,565千円です。

以上の結果、当事業年度末における資産は、前事業年度末と比べ14,887千円減少し、1,288,497千円となりました。

（負債）

当事業年度末の流動負債は294,523千円となり、前事業年度末と比べ13,912千円増加しました。主な変動要因は、未払費用の増加17,863千円、未払消費税等の減少8,935千円、未払金の減少2,194千円です。

固定負債は226,237千円となり、前事業年度末と比べ59,411千円減少しました。変動要因は、長期借入金の減少60,012千円、資産除去債務の増加600千円です。

以上の結果、当事業年度末における負債は、前事業年度末と比べ45,499千円減少し、520,761千円となりました。

（純資産）

当事業年度末の純資産は767,736千円となり、前事業年度末と比べ30,612千円増加しました。変動要因は、繰越利益剰余金の増加28,777千円、資本金の増加917千円、資本準備金の増加917千円です。

第15期中間会計期間（自 2024年7月1日 至 2024年12月31日）

（資産）

当中間会計期間末の資産は1,436,718千円となり、前事業年度末に比べ148,220千円増加しました。主な変動要因は、受取手形及び売掛金の増加72,218千円、現金及び預金の増加34,060千円、前払費用の増加20,898千円です。

（負債）

当中間会計期間末の負債は540,969千円となり、前事業年度末に比べ20,208千円増加しました。主な変動要因は、長期借入金の減少30,006千円、未払費用の増加22,319千円、未払消費税等の増加20,945千円です。

（純資産）

当中間会計期間末の純資産は895,748千円となり、前事業年度末に比べ128,012千円増加しました。変動要因は、中間純利益の計上による利益剰余金の増加118,962千円、資本金の増加4,525千円、資本剰余金の増加4,525千円です。

第15期第3四半期累計期間（自 2024年7月1日 至 2025年3月31日）

（資産）

当第3四半期会計期間末の資産は1,722,869千円となり、前事業年度末に比べ434,371千円増加しました。主な変動要因は、現金及び預金の増加374,183千円、仕掛品の増加38,345千円、前払費用の増加13,109千円です。

（負債）

当第3四半期会計期間末の負債は743,239千円となり、前事業年度末に比べ222,478千円増加しました。主な変動要因は、長期借入金の増加188,343千円、未払費用の減少62,684千円、1年内返済予定の長期借入金の増加39,996千円、賞与引当金の増加33,861千円です。

（純資産）

当第3四半期会計期間末の純資産は979,629千円となり、前事業年度末に比べ211,892千円増加しました。変動要因は、四半期純利益の計上による利益剰余金の増加186,973千円、資本金の増加12,459千円、資本剰余金の増加12,459千円です。

② 経営成績の状況

第14期事業年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

当事業年度におけるわが国経済は、円安や世界的な物価上昇の影響などにより、依然として先行き不透明な状況が続いています。当社が属するソフトウェア開発業界においては、社会・ビジネスのあらゆる場面においてデジタルトランスフォーメーション（DX）が推進されており、中でも当社が軸足を置くスマートフォンアプリ関連市場はDXの中核分野の一つとして重要性が高まっています。

このような環境の中、当社はクライアントのビジネス成功とともに実現する「デジタルパートナー」として、事業企画、デザイン、システム開発・運用、データ分析までを一貫して提供するソリューションの販売拡大に努めました。

当事業年度の業績について、売上高は、上半期に案件の失注があり売上が一時落ち込んだものの、下半期に新規顧客獲得に努めた結果、前期からほぼ横ばいの1,517,907千円（前事業年度比0.7%増）となりました。

各段階利益については、売上が横ばいに留まる中で、直近の積極的な新卒採用による人件費増加による影響が大きく、営業利益12,962千円（前事業年度比88.1%減）、経常利益18,615千円（前事業年度比82.9%減）、当期純利益28,777千円（前事業年度比76.4%減）の大幅減益となりました。

また、当事業年度において、次期以降の事業成長に向けての取組みとして、2024年6月21日付で、当社と株式会社ヤプリ、並びに株式会社電通グループ及びそのグループ企業との間で、資本業務提携を行いました。今後、両社との間で、相互の顧客紹介、共同でのソリューション提供などを実施し、事業シナジーの実現を目指していきたいと考えています。

なお、当社はデジタルパートナー事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しています。

第15期中間会計期間（自 2024年7月1日 至 2024年12月31日）

当中間会計期間におけるわが国経済は、円安や物価上昇の影響があるものの、消費、雇用などが堅調に推移しています。当社が属するソフトウェア開発業界においては、社会・ビジネスのあらゆる場面においてデジタルトランスフォーメーション（DX）が推進されており、中でも当社が軸足を置くスマートフォンアプリ関連市場はDXの中核分野の一つとして重要性が高まっています。

このような環境の中、当社は、クライアントのビジネス成功とともに実現する「デジタルパートナー」として事業企画、デザイン、システム開発・運用、データ分析までを一貫して提供するソリューション事業を推進しました。

アプリ等の開発を主力とするクライアントワークは、前事業年度開始の案件が本格的な開発段階を迎えたほか、新たに大口の新規取引があり、売上高925,674千円と順調に推移しました。「App Ape」サービスを軸とするアプリ分析サービスは、利用者数がほぼ横ばいで推移し、売上高50,112千円となりました。これらにより、当中間会計期間の売上高は975,787千円となりました。

費用面では、クリエイティブ人材の増加と外注費の増加傾向により、売上原価は568,468千円となりました。また、事業拡大の一方で、経費全般の節減に努めたことにより、販売費及び一般管理費は282,611千円となりました。

以上の結果、営業利益124,707千円、経常利益124,621千円、中間純利益118,962千円となり、各段階利益は中間期としては過去の最高の実績となりました。

また、2024年7月より、株式会社ヤプリー及び株式会社電通グループのグループ各社との業務提携に関する具体的な取り組みを開始しています。両社との間で、相互の顧客紹介、共同でのソリューション提供などを検討しており、事業シナジーの早期実現を目指していきたいと考えています。

なお、当社はデジタルパートナー事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しています。

第15期第3四半期累計期間（自 2024年7月1日 至 2025年3月31日）

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、消費、雇用などが堅調に推移し景気の持ち直しが見られたものの、物価上昇、米国の通商政策の影響などにより、先行き不透明な状況が続いています。一方で、当社が属するソフトウェア開発業界においては、引き続き、社会・ビジネスのあらゆる場面においてデジタルトランスフォーメーション（DX）が推進されており、中でも当社が軸足を置くスマートフォンアプリ関連市場はDXの中核分野の一つとして需要が高まっています。

このような環境の中、当社は、クライアントのビジネス成功をともに実現する「デジタルパートナー」として、事業企画、デザイン、システム開発・運用、データ分析までを一貫して提供するソリューション事業を推進しました。

アプリ等の開発を主力とするクライアントワークは、前事業年度開始の案件が本格的な開発段階を迎えたほか、新たに大口の新規取引があり、売上高1,350,844千円と順調に推移しました。「App Ape」サービスを軸とするアプリ分析サービスは、利用者数がほぼ横ばいで推移し、売上高83,897千円となりました。これらにより、当第3四半期累計期間の売上高は1,434,742千円となりました。

費用面では、クリエイティブ人材の増員及び外注費の増加傾向により、売上原価は825,552千円となりました。また、事業拡大の一方で、経費全般の節減に努めたことにより、販売費及び一般管理費は423,570千円となりました。

以上の結果、営業利益185,619千円、経常利益185,262千円、四半期純利益186,973千円となりました。

なお、当社はデジタルパートナー事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しています。

③ キャッシュ・フローの状況

第14期事業年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

当事業年度の末日における現金及び現金同等物は886,065千円となり、前事業年度末と比べ70,501千円減少しました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りです。

営業活動によるキャッシュ・フローは5,591千円の収入となりました。主な変動要因は、増加要因として税引前当期純利益18,792千円、未払費用の増加額17,858千円、減価償却費16,340千円、減少要因として売上債権の増加額44,238千円、未払消費税等の減少額8,935千円です。

投資活動によるキャッシュ・フローは15,074千円の支出となりました。変動要因は、増加要因として有形固定資産の売却による収入800千円、減少要因として敷金及び保証金の差入による支出9,913千円、有形固定資産の取得による支出5,961千円です。

財務活動によるキャッシュ・フローは61,017千円の支出となりました。変動要因は、増加要因として株式の発行による収入1,805千円、減少要因として長期借入金の返済による支出60,012千円、上場関連費用の支出2,810千円です。

第15期中間会計期間（自 2024年7月1日 至 2024年12月31日）

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」）は、920,126千円となり、前事業年度末に比べて34,060千円増加しました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りです。

営業活動によるキャッシュ・フローは60,226千円の収入となりました。これは主に、増加要因として税引前中間純利益124,621千円、未払費用の増加額22,316千円、未払消費税等の増加額20,945千円があった一方で、減少要因として売上債権の増加額72,218千円、棚卸資産の増加額16,698千円、前受金の減少額8,306千円があったことによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは5,209千円の支出となりました。これは、有形固定資産の取得による支出4,841千円及び資産除去債務の履行による支出368千円によるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは20,955千円の支出となりました。これは、長期借入金の返済による支出30,006千円及び株式の発行による収入9,050千円によるものです。

④ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社事業の性質上、生産実績の記載に馴染まないため、記載を省略します。

b. 受注実績

当社では受注販売を行っていますが、受注から売上高計上までの期間が短期であり、期中の受注高と販売実績とがほぼ一致するため、記載を省略します。

c. 販売実績

第14期事業年度、第15期中間会計期間及び第15期第3四半期累計期間における販売実績は、次の通りです。

	第14期事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)		第15期中間会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	第15期第3四半期累計期間 (自 2024年7月1日 至 2025年3月31日)
	販売高(千円)	前期比(%)	販売高(千円)	販売高(千円)
アプリ分析サービス	115,810	70.1	50,112	83,897
クライアントワーク	1,402,096	104.5	925,674	1,350,844
合計	1,517,907	100.7	975,787	1,434,742

(注) 最近2事業年度及び第15期中間会計期間並びに第15期第3四半期累計期間の主な相手先の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りです。なお、総販売実績に対する割合が10%未満である相手先については、当該販売実績の記載を省略しています。

相手先	第13期事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)		第14期事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)		第15期中間会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)		第15期第3四半期 累計期間 (自 2024年7月1日 至 2025年3月31日)	
	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)
住友商事株式会社	—	—	—	—	156,660	16.1	156,660	10.9
株式会社ポーラ・オルビスホールディングス	—	—	—	—	—	—	143,930	10.0
東急株式会社	176,644	11.7	181,812	12.0	—	—	—	—
サッポロホールディングス株式会社	157,180	10.4	—	—	—	—	—	—
トヨタ・コニック・アルファ株式会社	151,218	10.0	—	—	—	—	—	—

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次の通りです。なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において判断したものです。

① 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されています。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としています。経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を勘案し合理的に判断していますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性のため、これらの見積りとは異なる場合があります。

なお、財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況
1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載の通りです。

② 財政状態及び経営成績の状況に関する認識並びに分析・検討内容

第14期事業年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

(売上高)

当事業年度の売上高は1,517,907千円（前事業年度比0.7%増）と、前事業年度からほぼ横ばいとなりました。

このうち、クライアントワークは、上期に大型案件の中断・失注が発生したものの、下期において新規案件の受注が進み、売上高1,402,096千円（前事業年度比4.5%増）と前事業年度から増加しました。

アプリ分析サービスは、「App Apeダッシュボード」（利用者がWeb上で分析データを提供するサービス）における韓国データ販売撤退の影響及び受注不振により、売上高115,810千円（前事業年度比29.9%減）となりました。

(売上原価、売上総利益)

売上原価は、主に新卒採用による人件費増加により890,150千円（前事業年度比8.7%増）となりました。

上記より、売上総利益は、627,757千円（前事業年度比8.8%減）となりました。また、売上高売上総利益率（売上総利益÷売上高）は41.4%（前事業年度比4.3ポイント減）となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

販売費及び一般管理費は、固定費全般の抑制に努めたものの新卒採用による人件費増加が影響し614,794千円（前事業年度比6.1%増）となりました。

上記より、営業利益は12,962千円（前事業年度比88.1%減）と大幅な減益となりました。また、売上高営業利益率（営業利益÷売上高）は0.9%（前事業年度比6.3ポイント減）となりました。

(営業外損益、経常利益)

営業外収益として、補助金収入10,000千円（内容は主に新潟への本社移転に関する地方公共団体からの補助金）などがあったことにより、経常利益は18,615千円（前事業年度比82.9%減）となりました。

(特別損益、当期純利益)

特別利益として社用車1台を売却したことによる固定資産売却益177千円がありました。また、繰延税金資産の計上により法人税等調整額△11,182千円（△は利益）があったことなどから、当期純利益は28,777千円（前事業年度比76.4%減）となりました。

第15期中間会計期間（自 2024年7月1日 至 2024年12月31日）

（売上高）

当中間会計期間の売上高は975,787千円となり、順調に進捗しています。

このうち、クライアントワークは、既存顧客との継続取引に加えて新規取引の開始が複数あったことにより伸長し、売上高925,674千円となりました。

アプリ分析サービスは、利用者数がほぼ横ばいで推移し、売上高50,112千円となりました。

（売上原価、売上総利益）

売上原価は、主にクライアントワークにおける製造原価が増加し、568,468千円となりました。

上記より、売上総利益は407,319千円となり、売上高売上総利益率は41.7%となりました。

（販売費及び一般管理費、営業利益）

販売費及び一般管理費は、固定費全般の抑制に努め、282,611千円となりました。

上記より、営業利益は124,707千円となり、売上高営業利益率は12.8%となりました。

（営業外損益、経常利益）

営業外収益として補助金収入696千円（内容は主に新潟への本社移転に関する地方公共団体からの補助金）があったことなどにより、経常利益は124,621千円となりました。

（特別損益、中間純利益）

繰延税金資産の取り崩しにより法人税等調整額5,037千円があったことなどにより、中間純利益は118,962千円となりました。

第15期第3四半期累計期間（自 2024年7月1日 至 2025年3月31日）

（売上高）

当第3四半期累計期間の売上高は1,434,742千円となり、順調に進捗しています。

このうち、クライアントワークは、既存顧客との継続取引に加えて新規取引の開始が複数あったことにより伸長し、売上高1,350,844千円となりました。

アプリ分析サービスは、利用者数がほぼ横ばいで推移し、売上高83,897千円となりました。

（売上原価、売上総利益）

売上原価は、主にクライアントワークにおける製造原価が増加し、825,552千円となりました。

上記より、売上総利益は609,190千円となり、売上高売上総利益率42.5%となりました。

（販売費及び一般管理費、営業利益）

販売費及び一般管理費は、固定費全般の抑制に努め、423,570千円となりました。

上記より、営業利益は185,619千円となり、売上高営業利益率は12.9%となりました。

（営業外損益、経常利益）

営業外収益として補助金収入696千円（内容は主に新潟への本社移転に関する地方公共団体からの補助金）があったことなどにより、経常利益は185,262千円となりました。

（特別損益、四半期純利益）

繰延税金資産の計上により法人税等調整額△2,609千円があったことなどにより、四半期純利益は186,973千円となりました。

③ キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

財政状態の分析は、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ① 財政状態の状況」に記載の通りです。

キャッシュ・フローの分析は、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ③ キャッシュ・フローの状況」に記載の通りです。

また、当社における主な資金需要は、売上金の入金までに要する期間（翌月から最大6ヶ月程度）と人件費等の支払時期（主に翌月）のずれに伴う運転資金、並びに将来の受注増に備えた先行投資である人員採用のために要する資金であり、いずれ当社事業活動を維持し、さらに事業成長を実現する上で必要不可欠なものです。

そのための資金調達の方法は、自己資金を基本としつつ、金融機関借入や第三者割当増資等による資金調達の可能性を含め、経営効率の最大化、財務安全性の確保、調達機会の有無、取引コスト、金利負担及び資本コストなどを総合的に勘案して決定することとしています。

④ 経営成績に重要な影響を与える要因

当社の経営成績に重要な影響を与える要因には、わが国の大企業のスマートフォンアプリ等の開発需要や、事業成長に不可欠なクリエイティブ人材の採用状況などがあります。また、「3 事業等のリスク」に記載のとおり、事業内容や外部環境、事業体制等、様々なリスク要因が当社の経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

業務提携契約

相手先の名称	相手先の所在地	契約期間	契約内容
株式会社ヤプリ	東京都港区	2024年6月21日から1年間、以後1年毎自動更新	デジタルパートナー事業における業務提携（当社への顧客紹介等）
株式会社電通デジタル	東京都港区	2024年6月21日から2025年6月30日、以後1年毎自動更新	デジタルパートナー事業における業務提携（当社への顧客紹介等）
株式会社電通総研	東京都港区	2024年10月16日から2025年6月30日、以後1年毎自動更新	デジタルパートナー事業における業務提携（当社への顧客紹介等）

6 【研究開発活動】

第14期事業年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

当事業年度における当社が支出した研究開発費の総額は17,596千円です。主な研究開発活動の内容は、アプリ分析サービス「App Ape」におけるシステム開発費用です。当社は、「App Ape」を他のソリューション企業と明確な差別化を図るために必要不可欠なサービスと位置づけており、利便性の向上、将来における収益化、運営費用の低減などを目的とした機能開発を継続しています。

第15期中間会計期間（自 2024年7月1日 至 2024年12月31日）

当中間会計期間の研究開発費の総額は4,343千円です。主な研究開発活動の内容は、上記の当事業年度における内容と同様です。

第15期第3四半期累計期間（自 2024年7月1日 至 2025年3月31日）

当第3四半期累計期間の研究開発費の総額は8,717千円です。主な研究開発活動の内容は、上記の当事業年度における内容と同様です。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第14期事業年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

当事業年度において、業務用PCの購入による工具器具備品の新規取得5,480千円、柏の葉サテライトオフィスの新設による建物の新規取得480千円、車両の売却622千円がありました。なお、これ以外に重要な設備の除却または売却はありません。

第15期中間会計期間（自 2024年7月1日 至 2024年12月31日）

当中間会計期間において、業務用PCの購入による工具器具備品の新規取得4,841千円がありました。なお、これ以外に重要な設備の除却または売却はありません。

第15期第3四半期累計期間（自 2024年7月1日 至 2025年3月31日）

当第3四半期累計期間において、業務用PCの購入による工具器具備品の新規取得8,354千円、フォンプースの購入による建物の新規取得4,688千円がありました。なお、これ以外に重要な設備の除却または売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次の通りです。

2024年6月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物	車両運搬具	工具、器具及び 備品	合計	
柏の葉本社 (千葉県柏市)	オフィス設備等	4,382	1,392	21,462	27,237	130
新潟本社 (新潟県新潟市中央区)	オフィス設備等	4,348	1,866	3,067	9,282	30
柏の葉サテライトオフィス (千葉県柏市)	オフィス設備等	472	—	—	472	—
長岡オフィス (新潟県長岡市)	オフィス設備等	770	—	—	770	5

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 柏の葉本社、新潟本社、柏の葉サテライトオフィス及び長岡オフィスは賃貸物件であり、2024年6月期において発生した賃借料（管理費及び共益費を含む）は、次の通りです。
- | | |
|--------------|----------|
| 柏の葉本社 | 28,680千円 |
| 新潟本社 | 13,620千円 |
| 柏の葉サテライトオフィス | 3,019千円 |
| 長岡オフィス | 2,400千円 |
3. 長岡オフィスは2024年11月30日付で廃止し、2025年1月31日付で賃貸物件の賃貸借契約を解除しました。

3 【設備の新設、除却等の計画】（2025年4月30日現在）

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,000,000
計	6,000,000

(注) 2025年4月17日開催の臨時株主総会決議により、同日付でA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式に関する定款の定めを廃止する旨定款の一部変更を行っています。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,635,520	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。
計	1,635,520	—	—

- (注) 1. 2025年3月31日付で、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、A種優先株式272,720株、B種優先株式313,670株、C種優先株式167,010株、D種優先株式207,490株を自己株式として取得し、対価としてA種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主にA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式各1株につき普通株式1株を交付しています。また、2025年4月3日付で、自己株式の消却を行っています。
2. 2025年4月17日開催の臨時株主総会決議により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しています。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

a. 第3回新株予約権

決議年月日	2015年5月21日
付与対象者の区分及び人数(名) ※	当社従業員 3[―]
新株予約権の数(個) ※	955[―](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式9,550[―](注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	734(注)2
新株予約権の行使期間 ※	2017年5月22日～2025年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 734 資本組入額 367
新株予約権の行使の条件 ※	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	―

※ 当事業年度の末日(2024年6月30日)における内容を記載しています。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しています。なお、本新株予約権は行使期間が終了したことにより失効しています。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株です。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式の無償割当を含む、以下同じ)または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行うときは、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。ただし既発行株式数には自己株式数を含まず、また、自己株式の処分を行う場合には、新規発行株式数を処分する自己株式数と読み替えるものとします。

調整後行使価額 = $\frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$

3. 行使の条件の定めはありませんが、付与対象者が役職員(顧問等を含む)でなくなった時または死亡したとき、当社が本人の保有する新株予約権を無償で取得できることを定めています。その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権割当契約で定めるところによります。

b. 第4回新株予約権

決議年月日	2015年8月18日
付与対象者の区分及び人数(名) ※	当社取締役 1 [―] 当社従業員 2 [―] 当社元従業員 1 [―]
新株予約権の数(個) ※	340 [―] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式3,400 [―] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	734 (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	2017年8月20日～2025年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 734 資本組入額 367
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 当事業年度の末日(2024年6月30日)における内容を記載しています。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しています。なお、本新株予約権は行使期間が終了したことにより失効しています。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株です。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式の無償割当を含む、以下同じ)または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行うときは、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。ただし既発行株式数には自己株式数を含まず、また、自己株式の処分を行う場合には、新規発行株式数を処分する自己株式数と読み替えるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

3. 行使の条件の定めはありませんが、付与対象者が役職員(顧問等を含む)でなくなった時または死亡したとき、当社が本人の保有する新株予約権を無償で取得できることを定めています。その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権割当契約で定めるところによります。

c. 第5回新株予約権

決議年月日	2015年12月15日
付与対象者の区分及び人数(名) ※	当社取締役 1[—] 当社従業員 10[—]
新株予約権の数(個) ※	2,100[—](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式21,000[—](注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	734(注)2
新株予約権の行使期間 ※	2017年12月17日～2025年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 734 資本組入額 367
新株予約権の行使の条件 ※	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 当事業年度の末日(2024年6月30日)における内容を記載しています。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しています。なお、本新株予約権は行使期間が終了したことにより失効しています。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株です。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式の無償割当を含む、以下同じ)または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行うときは、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。ただし既発行株式数には自己株式数を含まず、また、自己株式の処分を行う場合には、新規発行株式数を処分する自己株式数と読み替えるものとします。

調整後行使価額 = $\frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$

3. 行使の条件の定めはありませんが、付与対象者が役職員(顧問等を含む)でなくなった時または死亡したとき、当社が当人の保有する新株予約権を無償で取得できることを定めています。その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権割当契約で定めるところによります。

d. 第6回新株予約権

決議年月日	2016年4月20日
付与対象者の区分及び人数(名) ※	当社取締役 2 当社従業員 3 当社顧問 1 当社元従業員 3
新株予約権の数(個) ※	4,262(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式42,620(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	734(注)2
新株予約権の行使期間 ※	2018年4月22日～2026年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 734 資本組入額 367
新株予約権の行使の条件 ※	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 当事業年度の末日(2024年6月30日)における内容を記載しています。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年5月31日)にかけて変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株です。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式の無償割当を含む、以下同じ)または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行うときは、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。ただし既発行株式数には自己株式数を含まず、また、自己株式の処分を行う場合には、新規発行株式数を処分する自己株式数と読み替えるものとします。

調整後行使価額 = $\frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$

3. 行使の条件の定めはありませんが、付与対象者が役職員(顧問等を含む)でなくなった時または死亡したとき、当社が当人の保有する新株予約権を無償で取得できることを定めています。その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権割当契約で定めるところによります。

e. 第7回新株予約権

決議年月日	2016年12月19日
付与対象者の区分及び人数(名) ※	当社取締役 1 当社従業員 10 当社顧問 1 外部協力先 1
新株予約権の数(個) ※	1,230(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式12,300(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	2,529(注)2
新株予約権の行使期間 ※	2018年12月20日～2026年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 2,529 資本組入額 1,265
新株予約権の行使の条件 ※	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 当事業年度の末日(2024年6月30日)における内容を記載しています。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年5月31日)にかけて変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株です。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式の無償割当を含む、以下同じ)または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行うときは、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。ただし既発行株式数には自己株式数を含まず、また、自己株式の処分を行う場合には、新規発行株式数を処分する自己株式数と読み替えるものとします。

調整後行使価額 = $\frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$

3. 行使の条件の定めはありませんが、付与対象者が役職員(顧問等を含む)でなくなった時または死亡したとき、当社が当人の保有する新株予約権を無償で取得できることを定めています。また、当社株式が金融商品取引所に上場していない場合、上記の行使期間内であっても行使できないことを定めています。その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権割当契約で定めるところによります。

f. 第8回新株予約権

決議年月日	2017年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名) ※	当社取締役 1 当社従業員 5 当社顧問 1
新株予約権の数(個) ※	314(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式3,140(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	2,529(注) 2
新株予約権の行使期間 ※	2019年6月28日～2027年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 2,529 資本組入額 1,265
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 当事業年度の末日(2024年6月30日)における内容を記載しています。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年5月31日)にかけて変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株です。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式の無償割当を含む、以下同じ)または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行うときは、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。ただし既発行株式数には自己株式数を含まず、また、自己株式の処分を行う場合には、新規発行株式数を処分する自己株式数と読み替えるものとします。

調整後行使価額 = $\frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$

3. 行使の条件の定めはありませんが、付与対象者が役職員(顧問等を含む)でなくなった時または死亡したとき、当社が当人の保有する新株予約権を無償で取得できることを定めています。また、当社株式が金融商品取引所に上場していない場合、上記の行使期間内であっても行使できないことを定めています。その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権割当契約で定めるところによります。

g. 第9回新株予約権

決議年月日	2017年12月20日
付与対象者の区分及び人数(名) ※	当社従業員 1
新株予約権の数(個) ※	50(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式500(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	2,529(注) 2
新株予約権の行使期間 ※	2019年12月21日～2027年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 2,529 資本組入額 1,265
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 当事業年度の末日(2024年6月30日)における内容を記載しています。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年5月31日)にかけて変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株です。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式の無償割当を含む、以下同じ)または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行うときは、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。ただし既発行株式数には自己株式数を含まず、また、自己株式の処分を行う場合には、新規発行株式数を処分する自己株式数と読み替えるものとします。

調整後行使価額 = $\frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$

3. 行使の条件の定めはありませんが、付与対象者が役職員(顧問等を含む)でなくなった時または死亡したとき、当社が当人の保有する新株予約権を無償で取得できることを定めています。また、当社株式が金融商品取引所に上場していない場合、上記の行使期間内であっても行使できないことを定めています。その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権割当契約で定めるところによります。

h. 第10回新株予約権

決議年月日	2018年2月15日
付与対象者の区分及び人数(名) ※	当社取締役 2 当社顧問 2
新株予約権の数(個) ※	1,200(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式12,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	2,529(注)2
新株予約権の行使期間 ※	2020年2月16日～2027年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 2,529 資本組入額 1,265
新株予約権の行使の条件 ※	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 当事業年度の末日(2024年6月30日)における内容を記載しています。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年5月31日)にかけて変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株です。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式の無償割当を含む、以下同じ)または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行うときは、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。ただし既発行株式数には自己株式数を含まず、また、自己株式の処分を行う場合には、新規発行株式数を処分する自己株式数と読み替えるものとします。

調整後行使価額 = $\frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$

3. 行使の条件の定めはありませんが、付与対象者が役職員(顧問等を含む)でなくなった時または死亡したとき、当社が本人の保有する新株予約権を無償で取得できることを定めています。また、当社株式が金融商品取引所に上場していない場合、上記の行使期間内であっても行使できないことを定めています。その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権割当契約で定めるところによります。

i. 第12回新株予約権

決議年月日	2018年 6 月26日
付与対象者の区分及び人数(名) ※	当社取締役 1 当社従業員 3 [2]
新株予約権の数 (個) ※	210[160] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株) ※	普通株式2, 100[1, 600] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 (円) ※	3, 325 (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	2020年 6 月27日～2028年 3 月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円) ※	発行価格 3, 325 資本組入額 1, 663
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 当事業年度の末日(2024年 6 月30日)における内容を記載しています。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年 5 月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、10株です。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとします。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式の無償割当を含む、以下同じ)または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行うときは、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げます。ただし既発行株式数には自己株式数を含まず、また、自己株式の処分を行う場合には、新規発行株式数を処分する自己株式数と読み替えるものとします。

調整後行使価額 = $\frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$

3. 行使の条件の定めはありませんが、付与対象者が役職員(顧問等を含む)でなくなった時または死亡したとき、当社が当人の保有する新株予約権を無償で取得できることを定めています。また、当社株式が金融商品取引所に上場していない場合、上記の行使期間内であっても行使できないことを定めています。その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権割当契約で定めるところによります。

j. 第13回新株予約権

決議年月日	2018年12月12日
付与対象者の区分及び人数(名) ※	当社従業員 1 [―]
新株予約権の数(個) ※	30 [―] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式300 [―] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	3,325 (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	2020年12月13日～2028年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 3,325 資本組入額 1,663
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	―

※ 当事業年度の末日(2024年6月30日)における内容を記載しています。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株です。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式の無償割当を含む、以下同じ)または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行うときは、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。ただし既発行株式数には自己株式数を含まず、また、自己株式の処分を行う場合には、新規発行株式数を処分する自己株式数と読み替えるものとします。

調整後行使価額 = $\frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$

3. 行使の条件の定めはありませんが、付与対象者が役職員(顧問等を含む)でなくなった時または死亡したとき、当社が当人の保有する新株予約権を無償で取得できることを定めています。また、当社株式が金融商品取引所に上場していない場合、上記の行使期間内であっても行使できないことを定めています。その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権割当契約で定めるところによります。

k. 第14回新株予約権

決議年月日	2019年2月21日
付与対象者の区分及び人数(名) ※	当社従業員 3
新株予約権の数(個) ※	80(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式800(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	3,325(注)2
新株予約権の行使期間 ※	2021年2月22日～2028年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 3,325 資本組入額 1,663
新株予約権の行使の条件 ※	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 当事業年度の末日(2024年6月30日)における内容を記載しています。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年5月31日)にかけて変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株です。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式の無償割当を含む、以下同じ)または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行うときは、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。ただし既発行株式数には自己株式数を含まず、また、自己株式の処分を行う場合には、新規発行株式数を処分する自己株式数と読み替えるものとします。

調整後行使価額 = $\frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$

3. 行使の条件の定めはありませんが、付与対象者が役職員(顧問等を含む)でなくなった時または死亡したとき、当社が当人の保有する新株予約権を無償で取得できることを定めています。また、当社株式が金融商品取引所に上場していない場合、上記の行使期間内であっても行使できないことを定めています。その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権割当契約で定めるところによります。

1. 第15回新株予約権

決議年月日	2019年12月19日
付与対象者の区分及び人数(名) ※	当社従業員 1 業務委託先 1
新株予約権の数(個) ※	150(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式1,500(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	3,325(注) 2
新株予約権の行使期間 ※	2021年12月20日～2029年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 3,325 資本組入額 1,663
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 当事業年度の末日(2024年6月30日)における内容を記載しています。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年5月31日)にかけて変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株です。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式の無償割当を含む、以下同じ)または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行うときは、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。ただし既発行株式数には自己株式数を含まず、また、自己株式の処分を行う場合には、新規発行株式数を処分する自己株式数と読み替えるものとします。

調整後行使価額 = $\frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$

3. 行使の条件の定めはありませんが、付与対象者が役職員(顧問等を含む)でなくなった時または死亡したとき、当社が当人の保有する新株予約権を無償で取得できることを定めています。また、当社株式が金融商品取引所に上場していない場合、上記の行使期間内であっても行使できないことを定めています。その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権割当契約で定めるところによります。

m. 第16回新株予約権

決議年月日	2020年 5 月21 日
付与対象者の区分及び人数(名) ※	業務委託先 1
新株予約権の数(個) ※	100(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式1,000(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	3,325(注) 2
新株予約権の行使期間 ※	2020年 5 月21 日～2029年 3 月31 日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 3,325 資本組入額 1,663
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 当事業年度の末日(2024年 6 月30日)における内容を記載しています。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年 5 月31日)にかけて変更はありません。

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、10株です。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとします。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式の無償割当を含む、以下同じ)または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行うときは、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げます。ただし既発行株式数には自己株式数を含まず、また、自己株式の処分を行う場合には、新規発行株式数を処分する自己株式数と読み替えるものとします。

調整後行使価額 = $\frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$

3. 行使の条件の定めはありませんが、付与対象者が役職員(顧問等を含む)でなくなった時または死亡したとき、当社が当人の保有する新株予約権を無償で取得できることを定めています。その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権割当契約で定めるところによります。

n. 第17回新株予約権

決議年月日	2022年 7 月 21 日
付与対象者の区分及び人数(名) ※	当社従業員 30[27]
新株予約権の数(個) ※	1,850[1,500](注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式18,500[15,000](注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	3,325(注) 2
新株予約権の行使期間 ※	2024年 8 月 2 日～2031年 6 月 30 日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 3,325 資本組入額 1,663
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 当事業年度の末日(2024年 6 月 30 日)における内容を記載しています。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年 5 月 31 日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、10株です。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとします。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式の無償割当を含む、以下同じ)または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行うときは、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げます。ただし既発行株式数には自己株式数を含まず、また、自己株式の処分を行う場合には、新規発行株式数を処分する自己株式数と読み替えるものとします。

調整後行使価額 = $\frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$

3. 当社株式が国内の金融商品取引所に上場していない場合、上記の行使期間内であっても行使できないことを定めています。また、行使の条件の定めはありませんが、付与対象者が役職員(顧問等を含む)でなくなった時または死亡したとき、当社が当人の保有する新株予約権を無償で取得できることを定めています。その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権割当契約で定めるところによります。

o. 第18回新株予約権

決議年月日	2024年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名) ※	当社取締役 1 当社従業員 7
新株予約権の数(個) ※	490(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式49,000(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1,320(注) 2
新株予約権の行使期間 ※	2026年6月26日～2034年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1,320 資本組入額 660
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 当事業年度の末日(2024年6月30日)における内容を記載しています。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年5月31日)にかけて変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株です。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式の無償割当を含む、以下同じ)または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行うときは、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。ただし既発行株式数には自己株式数を含まず、また、自己株式の処分を行う場合には、新規発行株式数を処分する自己株式数と読み替えるものとします。

調整後行使価額 = $\frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$

3. 当社株式が国内の金融商品取引所に上場していない場合、上記の行使期間内であっても行使できないことを定めています。また、行使の条件の定めはありませんが、付与対象者が役職員(顧問等を含む)でなくなった時または死亡したとき、当社が当人の保有する新株予約権を無償で取得できることを定めています。その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権割当契約で定めるところによります。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

当社は、株式会社日本政策金融公庫を割当人として、資金調達のための新株予約権を発行しています。
第11回新株予約権と引き換えに交付する他の新株予約権

決議年月日	2018年 5 月22日
新株予約権の数(個) ※	902[―](注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) ※	―
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式9,020[―](注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	3,325[―](注) 2
新株予約権の行使期間 ※	2018年 5 月28日～2025年 5 月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 3,325[―] 資本組入額 1,663[―]
新株予約権の行使の条件※	―
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	―

※ 当事業年度の末日(2024年 6 月30日)における内容を記載しています。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年 5 月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しています。なお、本新株予約権は行使期間が終了したことにより失効しています。

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、10株です。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとします。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式の無償割当を含む、以下同じ)または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使金額 = 調整前行使金額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行うときは、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げます。ただし既発行株式数には自己株式数を含まず、また、自己株式の処分を行う場合には、新規発行株式数を処分する自己株式数と読み替えるものとします。

調整後行使価額 = $\frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$

3. 本新株予約権は、当社が、2018年 5 月28日に株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」)の制度融資である、新事業育成資金(新株予約権付融資)を利用するにあたり、融資実行と同時に公庫に対して、次の条件に基づき発行したものです。

- (1) 原則として、当社が株式公開を行った後に、公庫は、本新株予約権を当社取締役である山崎将司氏(以下「山崎氏」)または同氏が公庫にあっせんした者(当社を含む)に売却する。なお、新株予約権の売却先については、山崎氏の意向を尊重することとする。この場合にあつては、上場日以後 1 か月間を経過した日(当該日が金融商品取引所の休業日である場合はその翌営業日)を起算日として14日以内に売却するものとする。ただし、当社において本新株予約権が上場審査に支障をきたすおそれがあることを示した場合には、公庫は、本新株予約権を株式公開前に売却することができることとする。
- (2) 損益状況、財務状況、その他当社の経営状況からみて、当社発行の株式の株式公開が可能であるにも関わらず当社が株式公開を申請しない場合には、上記(1)の定めにかかわらず、公庫は、公庫の請求により本新株予約権を山崎氏または山崎氏が公庫にあっせんした者に売却することができるものとする。なお、新株予約権の売却先については、山崎氏の意向を尊重することとする。ただし、公庫は、本新株予約権の行使請求期限までに当社発行の株式の株式公開が確実であると判断した場合等においては、本新株予約権の売却を猶予することができる。

- (3) 当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転または事業の譲渡等を行うことにより公庫に不利益が生じると認められる場合は、上記(1)の定めに関わらず、公庫は、渋谷氏と協議の上、本新株予約権を渋谷氏または渋谷氏が公庫にあっせんした者に売却することができることとする。なお、新株予約権の売却先については、渋谷氏の意向を尊重することとする。
- (4) 上記(1)、(2)または(3)の場合において、渋谷氏または渋谷氏が公庫にあっせんした者が、何らかの理由で本新株予約権を買い取ることができない場合は、公庫は、渋谷氏と協議の上公庫が選定した者に本新株予約権を売却できるものとする。
- (5) 本新株予約権の売買価格は原則として次の通り算出する。
売買価格＝(株式の時価－行使価格)×本新株予約権の行使により発行すべき株式数
ただし、株式の時価が行使価額を上回らない場合は、公庫は渋谷氏と協議の上、売買価格を定めることができる。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年7月29日 (注) 1	1,504	153,082	25,004	115,004	25,004	671,123
2021年7月30日 (注) 2	3,007	156,089	49,991	164,995	49,991	721,115
2021年11月10日 ～2022年2月24日 (注) 3	3,242	159,331	5,945	170,941	5,942	727,057
2022年2月28日 (注) 4	—	159,331	△134,995	35,945	△375,053	352,004
2022年3月14日 ～2022年6月27日 (注) 3	576	159,907	1,056	37,002	1,055	353,060
2023年3月31日 (注) 5	96,089	255,996	—	37,002	—	353,060
2023年4月6日 (注) 6	△96,089	159,907	—	37,002	—	353,060
2023年5月9日 (注) 7	1,439,163	1,599,070	—	37,002	—	353,060
2024年3月28日 (注) 3	2,500	1,601,570	917	37,919	917	353,978
2024年12月26日 ～2025年3月26日 (注) 3	33,950	1,635,520	12,459	50,379	12,459	366,437
2025年3月31日 (注) 8	960,890	2,596,410	—	50,379	—	366,437
2025年4月3日 (注) 6	△960,890	1,635,520	—	50,379	—	366,437

(注) 1. D種優先株式の有償第三者割当

発行価格 33,250円

資本組入額 16,625円

割当先 B Dash Fund 4号投資事業有限責任組合

2. D種優先株式の有償第三者割当

発行価格 33,250円

資本組入額 16,625円

割当先 CatalyST 1号投資事業有限責任組合

3. スtock・オプションとしての新株予約権の行使による増加です。

4. 2021年11月22日開催の臨時株主総会により、財務体質の健全化を目的とした株式数の変更を行わない無償減資決議に基づく資本金の減少であり、この結果、資本金が134,995千円（減資割合79.0%）、資本準備金が375,053千円（減資割合51.6%）減少しています。

5. 2023年3月31日付で、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、A種優先株式27,272株、B種優先株式31,367株、C種優先株式16,701株、D種優先株式20,749株を自己株式として取得し、対価としてA種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主にA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式各1株につき普通株式1株を交付しています。

6. 自己株式の消却による減少です。

7. 株式分割（1：10）による増加です。

8. 2025年3月31日付で、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、A種優先株式272,720株、B種優先株式313,670株、C種優先株式167,010株、D種優先株式207,490株を自己株式として取得し、対価としてA種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主にA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式各1株につき普通株式1株を交付しています。

(4) 【所有者別状況】

2025年4月30日現在

2025年4月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 （人）	—	—	—	10	—	—	38	48	—
所有株式数 （単元）	—	—	—	8,138	—	—	8,210	16,348	720
所有株式数 の割合（%）	—	—	—	49.8	—	—	50.2	100.0	—

(注) 2025年4月17日開催の臨時株主総会決議により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しています。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,634,800	16,348	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。
単元未満株式	普通株式 720	—	
発行済株式総数	1,635,520	—	—
総株主の議決権	—	16,348	—

(注) 2025年4月17日開催の臨時株主総会決議により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しています。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第4号に基づくA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
最近事業年度における取得自己株式	—	—
最近期間における取得自己株式	A種優先株式 272,720 B種優先株式 313,670 C種優先株式 167,010 D種優先株式 207,490 (注)	—

(注) 2025年3月31日付で、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式を自己株式として取得し、対価としてA種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主にA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式各1株につき普通株式1株を交付しています。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式の全てについて、2025年4月3日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき消却することを決議し、同日付で消却しています。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	A種優先株式 272,720 B種優先株式 313,670 C種優先株式 167,010 D種優先株式 207,490 (注)	—
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	—	—	—	—
その他(一)	—	—	—	—
保有自己株式	—	—	—	—

(注) 上記自己株式の全てについて、2025年4月3日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき消却することを決議し、同日付で消却しています。

3 【配当政策】

当社は、配当は株主に対する利益の還元手段として重要な経営課題であると認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としています。

しかしながら、当社は現在成長過程にあり、財政基盤の強化、事業拡大のための資金の確保を優先し、内部留保に努めることが、株主に対する最大の利益還元につながると考えています。このため、当社は設立以来現在まで配当を実施しておらず、今後も当面は内部留保の充実を重視する方針です。

将来的には、毎事業年度の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主に対して利益還元を実施することを考えていますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定です。

なお、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に特段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨、また、期末配当の基準日は毎年6月30日、中間配当の基準日は毎年12月31日とし、このほか基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めています。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社の株主、取引先、従業員その他のステークホルダーに対して社会的責任を果たすとともに、企業価値の向上を重視した経営を推進するために、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを重要な経営課題であると考えています。これを踏まえ、当社は、コンプライアンスの遵守、適切なリスク管理、適切な会計処理・情報開示、並びにこれらを実現するための内部統制システムの整備及び運用を不断の取組みとして進めることを基本方針とします。

② コーポレート・ガバナンス体制の概要及び当該体制を採用する理由

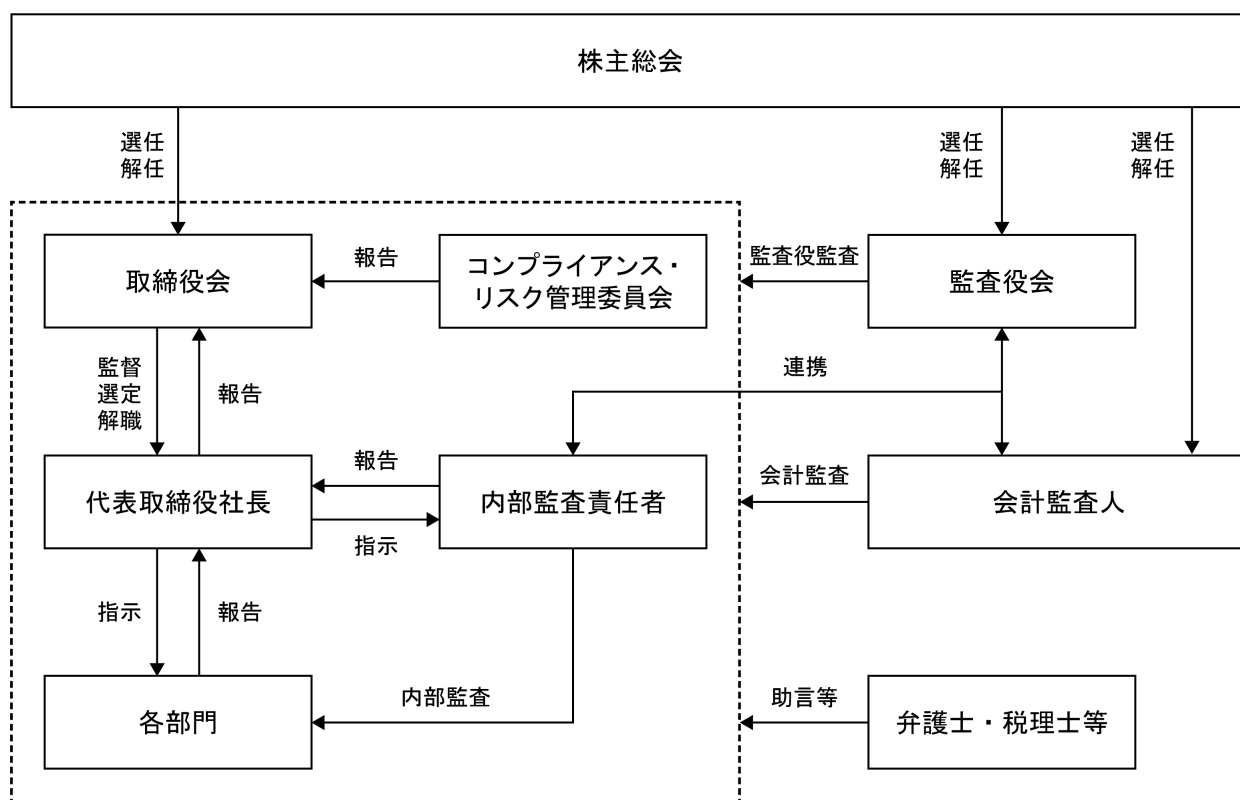
a. コーポレート・ガバナンス体制を採用する理由

当社は、会社の機関として株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しています。また、日常の業務執行の監視のため内部監査責任者を設置しています。

各機関が相互に連携し役割を果たすことによりコーポレート・ガバナンスが有効に機能し、持続的な成長及び中長期的な企業価値向上に資すると考え、現状の体制を採用しています。

b. コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、以下の図の通りです。



i. 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長山崎将司が議長を務め、取締役会長渋谷修太、取締役CDO櫻井裕基、取締役CFO宮毛忠相、社外取締役長屋洋介、社外取締役庵原保文、社外取締役安田裕美子の取締役計7名で構成されています。取締役会は、毎月1回定例で開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。取締役会においては、会社の経営方針、経営上の重要な意思決定を行うほか、直近の経営状況を報告し業務執行の監督を行っています。なお、株主総会の議長は定款の定めにより代表取締役社長が務めることとしています。

ii. 監査役会

当社の監査役会は、常勤の富川八峰が議長を務め、非常勤の塚本幹夫、三木孝則、田中慈乃の監査役4名で構成されています。全員が社外監査役であり、公認会計士及び弁護士をそれぞれ1名含んでいます。監査役は取締役会その他社内会議に出席し、取締役の職務執行について適宜意見を述べています。

iii. 内部監査

当社の内部監査は、代表取締役社長が任命する内部監査責任者1名が実施しています。また、上場企業及び上場準備企業において豊富な内部監査経験を有する業務委託先1名を置いています。このほか、柏の葉本社・新潟本社それぞれに内部監査を補助する拠点担当者を置いています。

内部監査責任者、業務委託先及び拠点担当者は、代表取締役社長の指揮の下で、年間スケジュールに従い、適切な内部監査を実施しています。内部監査結果は取締役会において順次報告され、内部管理体制の向上に活かしています。

iv. 会計監査人

当社は、太陽有限責任監査法人との間で監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されています。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はありません。

v. コンプライアンス・リスク管理委員会

当社は、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置しています。取締役CFO、情報セキュリティ責任者、各部門長、常勤監査役等が参加する定例会議を開催しており、社内のコンプライアンス遵守状況やリスク情報などを共有するとともに、必要に応じて適切な業務執行が実施される体制としています。

③ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、取締役会において、次の通り「内部統制システムに関する基本方針」を定め、実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めています。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、「フラーの企業行動指針」を制定し、コンプライアンスの実現のための不断の取組みを行うことを宣言します。
- (2) 取締役会は、コンプライアンス経営の推進を最優先に位置づけ、取締役及び使用人が共有すべきルールや考え方を全ての役職員に徹底します。
- (3) 取締役は、当社における企業倫理、コンプライアンスの実現を率先垂範するとともに、その重要性につき繰り返し情報発信することにより、全社に周知徹底をはかります。
- (4) 監査役及び社外専門家を情報提供先とする内部通報制度の利用を促進し、重大な不正行為、またはそのおそれのある事実の早期発見に努めてまいります。
- (5) 内部監査責任者は、内部統制システムが有効に機能しているかを定期的な社内モニタリングにより確認し、業務改善点の指摘を行います。
- (6) コンプライアンスの推進のため、コンプライアンス担当取締役及び担当部門を置き、コンプライアンス管理体制の不備や重大な不正行為の発生についてのモニタリングを継続的に実施いたします。
- (7) コンプライアンス上の重大な問題、課題が生じた場合、取締役会及び監査役はすみやかに情報を共有し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、適切かつ迅速な対応を行います。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- (1) 取締役及び使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、法令及び当社各規程に基づき適切に作成、保存、管理します。

- (2) 当社が保有する個人情報、未公表の重要事実、当社及び他社の企業秘密等の重要な情報については、法令及び当社各規程に基づき厳重に管理します。
- (3) 情報セキュリティについては、責任体制を明確化し、全社にわたるセキュリティ水準の維持・向上のための施策を継続的に実施します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスク管理担当取締役及びリスク管理責任者を置き、効果的かつ総合的なリスク管理体制を実施します。
- (2) 各部門は、担当業務に関するリスクの把握に努め、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施します。
- (3) リスク管理担当取締役及びリスク管理責任者は、全社のリスク管理を監督し、実効性のある対応が行われるよう、必要な支援、調整及び指示を行います。また、重大なリスクの発生をすみやかに認識するため、全ての役職員にリスク情報の報告方法を周知徹底いたします。
- (4) 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、取締役会に報告し十分な審議を行います。

4. 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制

- (1) 取締役会は、業務執行取締役は日常の業務執行に必要な権限を委譲し、事業運営に関する迅速な意思決定及び機動的な職務執行を推進します。
- (2) 取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行います。
- (3) 取締役会は、当社の中期経営目標ならびに年間予算を決定し、その執行状況を監督します。
- (4) 業務執行取締役は、取締役会で定めた中期経営目標及び予算に基づき効率的な職務執行を行い、予算の進捗状況については、適宜会議等で情報を共有したうえで、取締役会に報告します。
- (5) 業務執行取締役の職務執行状況については、適宜、取締役会に報告します。
- (6) 業務執行取締役の監督下にある各部門の使用人の職務権限の行使は、取締役会が定める各業務規程の定めに基づき適正かつ効率的に行います。

5. 監査役の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役が職務の執行のためにその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合、その具体的な方法や合理性を検討したうえで、これに応じます。
- (2) 当該使用人の人事考課、異動、懲戒等については、監査役の承認を要することとします。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、職務の執行状況その他に関する報告を行うものとします。特に経理・財務等の経営管理を担う部門は、随時、監査役に経営上の重要事項に関する報告を行う体制を整備します。
- (2) 内部監査責任者は、当社における内部通報制度の運用状況を確認するとともに、監査役に定期的に報告することとします。また、当社の役職員に法令、当社倫理規程その他の当社規程に違反する事実があると認めた場合、その他緊急の報告が必要な場合は、監査役に直ちに報告することとします。
- (3) 内部通報制度に基づく通報または監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、当社の取締役及び使用人に対し不利な取り扱いを行わないこととします。
- (4) 重要な決裁書類は、適時に監査役の閲覧に供するものとします。

7. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認めた場合、社内の重要な会議に出席できることといたします。

- (2) 監査役は、社内の情報システムへのアクセス権を有し、随時、当社の経営情報を取得することができることといたします。
- (3) 監査役は、監査役が複数いる場合、月1回定時に、または必要に応じて臨時に、監査役会または監査役協議会を開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うことといたします。
- (4) 監査役は、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行うことといたします。
- (5) 監査役は、内部監査部門から定期的に内部監査の実施状況に関する報告を受け、意見交換を行うことといたします。
- (6) 監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じることといたします。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行います。
- (2) 当社の各部門は、業務遂行にあたり相互牽制やモニタリングの機能を充実させ、財務報告の適正性の確保に努めます。また、業務の効率性が財務報告の信頼性に影響することを理解し、適切な業務フローの構築に努めます。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 当社は、反社会的勢力との関係を一切排除し、不当な要求があった場合は断固たる姿勢で臨むことを倫理規程において定め、全ての取締役及び使用人へ周知徹底します。
- (2) 当社は、反社会的勢力排除に向けて、不当要求がなされた場合の基本方針、対応部門、対応責任者、対応措置、報告・届出体制等を定め、事案発生時に速やかに対処できる体制を整備します。

④ 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めています。

⑤ 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が主席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めています。また、取締役の解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。

⑥ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の執行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めています。

⑦ 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行取締役でない取締役及び監査役が職務を執行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、業務執行取締役でない取締役及び監査役との間で、会社法第427条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めています。当該規定に基づき、全ての社外取締役及び全ての社外監査役との間で責任限定契約を締結しています。なお、当該契約に基づく損害賠償額の限度額は法令に定める最低責任限度額とし、当該契約に基づく責任限定が認められるのは、当該取締役及び監査役がその原因となった職務執行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとしています。

⑧ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしています。保険料は全額当社が負担しています。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外としています。

⑨ 取締役会で決議できる株主総会決議事項

a. 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めています。

b. 中間配当

当社は、中間配当について、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年12月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めています。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。

⑪ 取締役会の活動状況

取締役会では、中期経営計画及び予算の策定、人事・組織体制、受注案件進行、採用、その他法令で定められた事項や経営に関する重要事項等について、審議・協議し意思決定を行っています。

なお、2024年6月期に開催した取締役会及び個々の取締役の出席状況は次の通りです。

氏名	開催回数	出席回数
山崎 将司	25回	25回
渋谷 修太	25回	25回
櫻井 裕基	25回	25回
宮毛 忠相	25回	25回
長屋 洋介	25回	24回

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性9名 女性2名(役員のうち女性の比率18.2%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	山崎 将司	1988年7月7日	2014年4月 2015年3月 2016年11月 2017年7月 2018年8月 2019年10月 2020年4月 2020年7月 2020年9月	富士通デザイン(株)(現 富士通(株))入社 当社 入社 執行役員CDO 執行役員CDO兼スマホビジネス共創事業本部長 執行役員CDO兼共創グループ長 執行役員CDO兼共創事業本部長 執行役員COO兼共創事業本部長 執行役員COO 代表取締役社長(現任)	(注) 3	37,400
取締役会長	渋谷 修太	1988年9月15日	2011年4月 2011年11月 2020年9月 2020年9月 2020年10月 2021年6月 2021年11月 2022年4月 2022年5月 2022年6月 2022年10月 2024年9月 2024年10月	グリー(株)(現 グリーホールディングス(株))入社 当社 設立 代表取締役社長CEO 新潟ベンチャー協会 代表理事(現任) 当社 代表取締役会長 長岡工業高等専門学校 客員教授(現任) 日本海ドームシティプロジェクト設立 代表理事(現任) 事業創造大学院大学 客員教授(現任) 開志専門職大学 講師(現任) (一財)高専人会 設立 代表理事(現任) 新潟県 IT企業誘致アンバサダー(現任) (一社)海と日本プロジェクトin新潟 理事(現任) 当社 取締役会長(現任) Socialups(株) 取締役(現任)	(注) 3	188,991
取締役CDO 兼デザイングループ長	櫻井 裕基	1989年3月3日	2012年4月 2014年1月 2016年6月 2016年11月 2017年10月 2019年6月 2019年10月 2020年4月 2020年7月 2020年9月 2022年4月 2024年9月	当社 入社 取締役CDO 代表取締役COO兼CDO 代表取締役COO 代表取締役COO兼CCO 代表取締役副社長COO兼CCO 代表取締役副社長COO兼CCO兼分析事業本部長 代表取締役副社長CCO兼分析事業本部長 代表取締役副社長CCO 取締役副社長CDO 取締役副社長CDO兼デザイングループ長 取締役CDO兼デザイングループ長(現任)	(注) 3	33,400
取締役CFO 兼経営管理グループ長	宮毛 忠相	1975年10月21日	1999年4月 2001年7月 2006年4月 2008年4月 2008年9月 2009年6月 2011年6月 2013年3月 2016年7月 2017年6月 2018年9月 2019年10月 2020年7月 2020年9月	(株)富士銀行(現 (株)みずほ銀行)入社 (株)イーバンク銀行(現 楽天銀行(株))入社 ダイキサウンド(株)(現 (株)メタプラネット)入社 アセット・インベスターズ(株)(現 マーチャント・バンカーズ(株))入社 同社 経営企画部長 同社 執行役員CFO兼財務経理部長 同社 取締役CFO兼財務経理部長 (株)アドメテック 社外取締役 アスタミューゼ(株) 入社 コーポレート本部長 当社 入社 執行役員経営管理室長 執行役員コーポレート本部長 執行役員経営管理グループ長 取締役CFO兼経営管理グループ長(現任)	(注) 3	11,000

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
社外取締役	長屋 洋介	1978年10月31日	2002年4月 2005年5月 2010年10月 2015年4月 2016年4月 2019年4月 2021年4月 2022年9月 2023年4月 2024年4月	(株)野村総合研究所 入社 (株)ブロードテック 入社 (株)うるる 取締役 同社 取締役第2事業本部長 (株)うるるBPO 代表取締役副社長 (株)うるる 取締役シュフティ事業担当役員 同社 取締役IT戦略・リスク管理担当役員 当社 社外取締役(現任) (株)うるる 取締役IT戦略・リスク管理担当 役員 人事担当役員(労務領域) 同社 取締役IT戦略・リスク管理担当役員 (現任)	(注) 3	—
社外取締役	庵原 保文	1977年2月28日	2001年4月 2006年2月 2010年11月 2013年2月 2024年9月	トランスワールドジャパン(株) 入社 ヤフー(株)(現 LINEヤフー(株)) 入社 シティバンク銀行(株) 入社 ファストメディア(株)(現 (株)ヤプリ) 設立 代表取締役社長CEO(現任) 当社 社外取締役(現任)	(注) 3	—
社外取締役	安田 裕美子 (現姓：渡邊)	1974年10月22日	1998年4月 2014年10月 2016年7月 2020年1月 2022年1月 2022年5月 2024年9月 2025年1月	(株)電通 入社 同社 BIプランニング局BIプランニング5部 部長 (株)電通デジタル サービスマーケティング 事業部長 同社 ビジネストラנסフォーメーション部 門長 同社 トランスフォーメーション領域管掌 執行役員 デジタルビジネス・イノベーションセンター (運営団体：特定非営利活動法人CeFIL) 理 事(現任) 当社 社外取締役(現任) (株)電通デジタル コンサルティング&プロ デュース領域管掌 執行役員(現任)	(注) 3	—
社外監査役 (常勤)	富川 八峰	1964年4月3日	1988年4月 1998年2月 2008年6月 2009年6月 2010年6月 2012年3月 2013年6月 2014年3月 2017年7月 2019年9月 2021年3月 2021年7月 2022年6月 2022年9月 2024年3月 2024年7月	山一證券(株) 入社 (株)フジテレビジョン 入社 同社 デジタルコンテンツ局デジタル企画室 担当部長 同社 ライツ開発局コンテンツ事業センター コンテンツ事業部担当部長 同社 クリエイティブ事業局映像コンテンツ 事業部長 同社 特区事業準備室特区推進部長 同社 コンテンツ事業局コンテンツデザイン センター室長兼コンテンツデザイン部長 (株)ストーリーア 代表取締役社長 (株)フジテレビジョン 総合事業局コンテン ツ事業センター局次長 (株)YourCast (現 (株)TVer Technologies) 監査役 (株)フジテレビジョン 編成制作局コンテン ツ事業センター局長職 同社 技術局デジタルソリューションセンタ ー局長職 富川商店 代表(現任) 当社 補欠監査役 社外監査役 社外監査役(常勤)(現任)	(注) 4	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
社外監査役	塚本 幹夫	1958年 7 月 24 日	1981年 4 月 2007年 6 月 2010年 6 月 2015年 6 月 2016年 6 月 2017年 4 月 2018年 6 月 2018年 6 月 2019年 5 月 2024年 7 月 2025年 5 月	(株)フジテレビジョン 入社 同社 デジタルコンテンツ局デジタルビジネス推進部長 同社 クリエイティブ事業局IT戦略担当局長 同社 電波企画室企画担当局長 (株)ワイズ・メディア 設立 代表取締役 筑波大学 客員教授 当社 社外監査役(常勤) (株)ワイズ・メディア 取締役(現任) NHK放送技術審議会 委員 当社 社外監査役(現任) (一社)放送人の会 理事(現任)	(注) 4	3,000
社外監査役	三木 孝則	1975年11月27日	1997年10月 2001年 4 月 2003年 1 月 2010年10月 2010年10月 2016年 7 月 2018年 6 月 2022年 1 月	青山監査法人 入社 公認会計士登録 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入社 (株)ビズサブリ 設立 代表取締役 三木孝則公認会計士事務所 代表(現任) (同)ビズサブリグループ 設立 代表社員(現任) 当社 社外監査役(現任) (株)ビズサブリ 代表取締役(現任)	(注) 4	—
社外監査役	田中 慈乃 (現姓：川村)	1973年 4 月 18 日	1998年 4 月 2010年11月 2011年11月 2011年12月 2014年 1 月 2019年 6 月	(株)フジテレビジョン 入社 最高裁判所司法研修所 入所 ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所 入所 弁護士登録(第一東京弁護士会) 酒井法律事務所 入所(現任) 当社 社外監査役(現任)	(注) 4	—
計						273,791

- (注) 1. 取締役 長屋洋介、庵原保文及び安田裕美子は、社外取締役です。
2. 監査役 富川八峰、塚本幹夫、三木孝則及び田中慈乃は、社外監査役です。
3. 取締役の任期は、2025年 4 月 17 日開催の臨時株主総会終結の時から選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までです。
4. 監査役の任期は、2025年 4 月 17 日開催の臨時株主総会終結の時から選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までです。
5. 当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離及び迅速な業務執行を図るため、執行役員制度を導入しています。執行役員は次の通りです。

役職名	氏名
執行役員デジタルパートナーグループ長	林 浩之
執行役員CTO兼エンジニアリンググループ長	伊津 惇
執行役員CISO兼人事室長	伊藤 弘樹
執行役員経営企画グループ長	下田 純平

② 社外役員の状況

a. 選任にあたっての独立性に関する基準または方針

当社は、社外取締役または社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、その選任にあたっては、株式会社東京証券取引所が定める独立性の基準を参考とし、その経歴や当社との関係を踏まえて、職務遂行に当たり十分に独立性が確保されること、並びに一般株主と利益相反が生じる恐れのないことを、個別に判断しています。

b. 選任状況に関する当社の考え方

当社は、本書提出日現在において、取締役7名のうち3名を社外取締役、監査役4名全員を社外監査役とし、これらが独立した立場から当社の経営を監視しており、当社経営の健全性、透明性を確保するための十分な体制であると考えています。

c. 当社のコーポレート・ガバナンスにおける機能及び役割

社外取締役及び社外監査役は、取締役会を通じて事業の状況及び内部統制の状況を把握し、独立した立場から当社経営の健全性、透明性を確保するために重要な役割を担っています。具体的には以下の通りです。

社外取締役の長屋洋介は、(株)うるる（東証グロース市場上場、証券コード3979）のIT戦略・リスク管理担当取締役として、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験、知見及び企業成長を実現した実績を有しています。企業経営における戦略立案、人事、情報セキュリティ等の幅広い分野において高い見識を有しており、当社の経営に対して客観的かつ専門的な視点から有益な意見の提起や指導を行っています。

社外取締役の庵原保文は、(株)ヤプリ（東証グロース市場上場、証券コード4168）を創業から上場に導いた経営者として、豊富な経験、知見及び実績を有しています。とりわけ当社が属するスマートフォンアプリ市場の分野で高い見識を有しており、当社の経営に対して客観的かつ専門的な視点から有益な意見の提起や指導を行っています。

社外取締役の安田裕美子は、(株)電通デジタルのトランスフォーメーション領域管掌執行役員として、デジタルマーケティングに関する豊富な経験、知見を有しています。とりわけ大企業のデジタルトランスフォーメーション（DX）推進における高い見識を有しており、当社の経営に対して客観的かつ専門的な視点から有益な意見の提起や指導を行っています。

社外監査役の富川八峰は、常勤の監査役として経営会議その他の重要会議に出席し、大手証券会社のエクイティ引受部門並びに大手テレビ局の経営企画部門における長年の経験と、企業の内部管理に関する豊富な知見を活かし、客観的な立場から、業務執行の状況全般の監視を行っています。

非常勤の社外監査役である塚本幹夫は、インターネットメディアに関する知見及び会社経営者としての経験を活かし、専門的かつ客観的な立場から、各種法令の順守状況、コンプライアンス体制の整備等に関する業務執行状況の監視を行っています。

非常勤の社外監査役である三木孝則は、公認会計士としての豊富な経験と知見を活かし、専門的かつ客観的な立場から、会計、開示体制、内部統制システム整備等に関する業務執行状況の監視を行っています。

非常勤の社外監査役である田中慈乃は、弁護士としての豊富な経験と知見を活かし、専門的かつ客観的な立場から、各種法令の遵守状況、コンプライアンス体制の整備等に関する業務執行状況の監視を行っています。

d. 人的関係、資本関係または取引関係その他の利害関係

社外取締役庵原保文は、当社のその他の関係会社である(株)ヤプリの代表取締役を務めています。

社外取締役安田裕美子は、当社のその他の関係会社である(株)電通グループの連結子会社の(株)電通デジタルの執行役員を務めています。

社外監査役塚本幹夫は、本書提出日現在において当社普通株式を3,000株保有しています。

これ以外に、社外取締役及び社外監査役全員と当社との間に、特別の利害関係はありません。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社の監査役会は、常勤の社外監査役1名及び非常勤の社外監査役3名の計4名で構成されています。このうち、非常勤の社外監査役三木孝則は、公認会計士として財務及び会計に関する豊富な実務経験と専門的知識を有しています。

監査役会は、毎月1回定例で開催される他、迅速に審議すべき事項があるときは臨時の監査役会を開催しています。監査役会においては、監査計画の策定、監査実施状況の報告、各会議体等で報告された事項の共有及び業務上の課題の検討、トラブル等への対応状況について評価をする等行い、またガバナンス及びコンプライアンス体制に関する課題等について適宜議論を行っています。

常勤の社外監査役は、監査役会の監査方針及び監査計画に基づいた期中監査を実施しています。取締役会、コンプライアンス・リスク管理委員会、その他重要な会議への出席、稟議その他重要書類の閲覧、業務執行取締役以下業務執行部門の役職員並びに内部監査責任者等へのヒアリング等を通じて職務執行状況を監督しています。

非常勤の社外監査役は、取締役会及び監査役会への出席の他、代表取締役、会計監査人、内部監査責任者との面談等に加えて、常勤の社外監査役との適宜かつ円滑なコミュニケーションを図り、専門的知見に基づき客観的な意見表明及び助言を行っています。

なお、2024年6月期に開催した監査役会及び個々の監査役の出席状況は次の通りです。

氏名	開催回数	出席回数
富川 八峰	5回	5回
塚本 幹夫	17回	17回
三木 孝則	17回	17回
田中 慈乃	17回	17回

② 内部監査の状況

当社は、代表取締役社長に直属の内部監査責任者1名を置いています。内部監査責任者は専任とし、これを補佐する外部専門家1名とともに、年間の内部監査計画をもとに、業務執行部門から独立した立場から、当社の業務執行全般について各拠点における補助者のサポートを得て内部監査を実施しています。

内部監査責任者は、内部監査の実施後、速やかにその結果を代表取締役社長、他の業務執行取締役、監査役等に情報共有し、各業務執行部門の業務の適正化を図っています。

年間の内部監査計画は、内部監査責任者が作成し、代表取締役社長の承認を経て、取締役会にて報告することとしています。また、内部監査の実施状況は、定期的に取締役会に報告することとしています。

③ 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査責任者と常勤の社外監査役は、重要会議への出席、社内の各種情報ツールの閲覧等を通じて、経営情報の収集に努めるとともに、年数回、会計監査人を含めた会議を実施するなど、相互に情報共有及び意見交換を行っています。また、取締役、執行役員及び各部門長との間で、適宜ヒアリングを実施し、意見交換を行っています。

監査役、会計監査人、内部監査責任者は、定期的に「三様監査」のミーティングを実施し、情報共有及び意見交換を行うことにより、相互の連携を図っています。

④ 会計監査の状況

a 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

b 継続監査期間

4年間

c 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 児玉 秀康

指定有限責任社員 業務執行社員 吉永 竜也

d 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名

その他の補助者 4名

e 監査法人の選定方針と理由

株式上場を目指すにあたり2社の監査法人と面談を行い、当該監査法人が株式公開の実績、経験豊富な公認会計士を多数有し、万全の体制を備えていること、並びに当社ビジネスへの理解を勘案し、当該監査法人を選定いたしました。

なお、太陽有限責任監査法人は、金融庁から2023年12月26日付で契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、すでに監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規締結を除く。）の処分を受けています。

当社は、当該処分を受けて、処分の理由及び事案の概要並びに、当該処分を受けた業務改善計画の内容を同監査法人より聴取し、監査役会において会計監査人の見直し要否について協議を実施し、総合的に検討した結果、会計監査人の解任は要しないものと判断しています。

f 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、太陽有限責任監査法人から監査品質の状況について報告を受け、品質管理の状況、担当監査チームの独立性や職業的懐疑心の発揮、監査報酬等の適切性、経営者や監査役会とのコミュニケーションの有効性、不正リスクへの対応の観点から、監査法人の評価を行い、太陽有限責任監査法人を選任することが適当であると判断しています。

⑤ 監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
15,500	—	15,500	1,500

当事業年度における非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、新規上場に係るコンフォートレター作成業務です。

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(aを除く)

該当事項はありません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

当社の事業規模、監査日数及び業務の特性等を勘案した上で決定しています。

e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意しています。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、次の通り役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針を定めています。

「取締役報酬決定のための基本方針等」

① 取締役報酬の基本方針

健全かつ持続的な企業成長を図るため、企業規模・業績や個々の取締役の貢献等と照らして合理的な水準とすることを基本方針とします。

月額報酬（固定報酬）を原則とし、個々の水準は、それぞれの役割責任、貢献度、他社水準及び従業員給与とのバランスなどを踏まえて決定します。

取締役に顕著な貢献が認められるときは、株主総会で決定した年間総額の範囲内で、月額報酬の2ヶ月分を上限として、臨時に賞与を支給することがあります。

② 取締役報酬の決定プロセス

株主総会において取締役報酬の年間総額を決定し、その後速やかに取締役会において個々の取締役の月額報酬を決定します。

臨時に月額報酬を改定すべき事由が生じた場合、または臨時に賞与を支給する場合は、取締役会において審議し決定します。

月額報酬の決定または改定、並びに賞与の決定にあたっては、代表取締役社長が原案を作成し、社外取締役及び社外監査役全員がこれについて必要な意見を述べた上で、取締役会においてこれを踏まえた審議を行います。

③ その他

当社は成長企業であり、単年度の業績のみではなく、中長期的な企業成長が期待されるため、いわゆる業績連動報酬制度は採用していません。

当社が本邦株式市場に上場した後は、企業成長への適切なインセンティブ設定の観点から、ストック・オプションを活用した取締役報酬制度などを検討します。

当社は、係る方針に従い、2022年9月27日開催の定時株主総会において取締役の報酬総額を年額5,100万円以内（使用人兼務役員の使用人分の給料手当・賞与手当を含む）、監査役の報酬総額を年額1,460万円以内（補欠監査役に対する報酬額を含む）と決議しています。

また、役員ごとの個別の報酬額は、株主総会決議の範囲内で、取締役の報酬額については取締役会、監査役の報酬額については監査役会で決定することとしています。

役員報酬等の額の決定については、社外役員が参加する取締役会及び監査役会において、各自の役割・責任から報酬額の妥当性について審議のうえ決議されており、決定過程において十分な審議がなされているものと認識しています。

当事業年度の取締役の報酬額は2023年4月17日開催及び2023年9月26日開催の取締役会において、また監査役の報酬額は2023年4月17日開催及び2023年9月26日開催の監査役会において、それぞれ決定しています。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	34,447	34,447	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—
社外役員	14,240	14,240	—	—	5

- (注) 1. 固定報酬には従業員兼務取締役の給与及び賞与を含んでいません。
2. 提出日現在の人員は、取締役（社外取締役を除く）4名、社外役員7名です。

③ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である役員が存在しないため、記載していません。

④ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

総額(千円)	対象となる 役員の員数(人)	内容
8,100	1	使用人兼務取締役の使用人給与相当額です。賞与手当を含み、通勤手当等全従業員で共通の手当分を除いています。

(注) 提出日現在の使用人兼務役員は2名です。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

該当事項はありません。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表及び中間財務諸表並びに四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しています。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しています。なお、当社の中間財務諸表は、第1種中間財務諸表です。
- (3) 当社の第3四半期会計期間(2025年1月1日から2025年3月31日まで)及び第3四半期累計期間(2024年7月1日から2025年3月31日まで)に係る四半期財務諸表は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に基づいて作成しています。

2 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、前事業年度(2022年7月1日から2023年6月30日まで)及び当事業年度(2023年7月1日から2024年6月30日まで)の財務諸表について、太陽有限責任監査法人の監査を受けています。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、中間会計期間(2024年7月1日から2024年12月31日)に係る中間財務諸表について、太陽有限責任監査法人の期中レビューを受けています。
- (3) 当社は、第3四半期会計期間(2025年1月1日から2025年3月31日まで)及び第3四半期累計期間(2024年7月1日から2025年3月31日まで)に係る四半期財務諸表について、太陽有限責任監査法人の期中レビューを受けています。

3 連結財務諸表及び中間連結財務諸表並びに四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表並びに四半期連結財務諸表を作成していません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っています。具体的には、外部セミナー等を通じて会計基準等の内容を適切に把握し、その内容に沿った会計手続きを実施し、適切な開示を行うことができる体制づくり及びその維持に注力しています。また、早期に会計基準の新設や変更内容等に関する情報収集を行うため、公益財団法人財務会計基準機構に加入しています。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年 6 月30日)	当事業年度 (2024年 6 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	956,567	886,065
受取手形及び売掛金	※ 1 169,962	※ 1 214,200
仕掛品	2,687	621
前払費用	34,063	37,048
その他	133	49
流動資産合計	1,163,413	1,137,985
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	10,447	9,974
車両運搬具（純額）	5,190	3,259
工具、器具及び備品（純額）	31,095	24,529
有形固定資産合計	※ 3 46,733	※ 3 37,763
投資その他の資産		
敷金及び保証金	11,288	19,769
長期前払費用	346	192
繰延税金資産	81,603	92,785
投資その他の資産合計	93,238	112,748
固定資産合計	139,971	150,512
資産合計	1,303,385	1,288,497

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年 6 月 30 日)	当事業年度 (2024年 6 月 30 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	15,069	17,257
1年内返済予定の長期借入金	60,012	60,012
未払金	13,317	11,122
未払費用	148,454	166,317
未払法人税等	1,269	1,196
未払消費税等	22,796	13,861
前受金	※2 16,957	※2 14,978
預り金	2,735	9,778
流動負債合計	280,611	294,523
固定負債		
長期借入金	228,319	168,307
資産除去債務	380	980
その他	56,950	56,950
固定負債合計	285,649	226,237
負債合計	566,261	520,761
純資産の部		
株主資本		
資本金	37,002	37,919
資本剰余金		
資本準備金	353,060	353,978
資本剰余金合計	353,060	353,978
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	347,060	375,838
利益剰余金合計	347,060	375,838
株主資本合計	737,123	767,736
純資産合計	737,123	767,736
負債純資産合計	1,303,385	1,288,497

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

当中間会計期間
(2024年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	920,126
受取手形及び売掛金	286,419
仕掛品	17,319
前払費用	57,947
その他	5,524
流動資産合計	1,287,338
固定資産	
有形固定資産	34,691
投資その他の資産	114,689
固定資産合計	149,380
資産合計	1,436,718
負債の部	
流動負債	
買掛金	27,281
1年内返済予定の長期借入金	60,012
未払金	11,091
未払費用	188,637
未払法人税等	608
未払消費税等	34,806
前受金	6,672
預り金	12,710
受注損失引当金	3,898
流動負債合計	345,718
固定負債	
長期借入金	138,301
その他	56,950
固定負債合計	195,251
負債合計	540,969
純資産の部	
株主資本	
資本金	42,444
資本剰余金	358,503
利益剰余金	494,800
株主資本合計	895,748
純資産合計	895,748
負債純資産合計	1,436,718

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年 7 月 1 日 至 2023年 6 月30日)	当事業年度 (自 2023年 7 月 1 日 至 2024年 6 月30日)
売上高	※1 1,507,326	※1 1,517,907
売上原価	818,701	890,150
売上総利益	688,624	627,757
販売費及び一般管理費	※2, ※3 579,512	※2, ※3 614,794
営業利益	109,111	12,962
営業外収益		
受取利息	5	8
補助金収入	7,700	10,000
その他	328	—
営業外収益合計	8,034	10,008
営業外費用		
支払利息	5,332	1,515
株式交付費	30	30
為替差損	56	—
上場関連費用	3,136	2,810
営業外費用合計	8,555	4,356
経常利益	108,591	18,615
特別利益		
事業整理損失引当金戻入額	316	—
固定資産売却益	—	※4 177
特別利益合計	316	177
税引前当期純利益	108,907	18,792
法人税、住民税及び事業税	1,270	1,197
法人税等調整額	△14,370	△11,182
法人税等合計	△13,100	△9,984
当期純利益	122,007	28,777

【製造原価明細書】

		前事業年度 (自 2022年 7 月 1 日 至 2023年 6 月30日)		当事業年度 (自 2023年 7 月 1 日 至 2024年 6 月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 労務費	※ 1	532,454	68.1	634,728	71.5
II 経費		249,813	31.9	253,355	28.5
当期総製造費用		782,267	100.0	888,083	100.0
仕掛品期首棚卸高		39,121		2,687	
合計		821,389		890,771	
仕掛品期末棚卸高		2,687		621	
当期売上原価		818,701		890,150	

(注) ※ 1 主な内訳は、次の通りです。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	136,345	137,139
サーバー費用	33,523	31,082
地代家賃	28,619	29,961
支払手数料	20,463	26,903

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、プロジェクト別個別原価計算です。

【中間損益計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	
売上高	975,787
売上原価	568,468
売上総利益	407,319
販売費及び一般管理費	※ 282,611
営業利益	124,707
営業外収益	
受取利息	86
補助金収入	696
営業外収益合計	782
営業外費用	
支払利息	868
営業外費用合計	868
経常利益	124,621
税引前中間純利益	124,621
法人税、住民税及び事業税	621
法人税等調整額	5,037
法人税等合計	5,659
中間純利益	118,962

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年 7 月 1 日 至 2023年 6 月30日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
					繰越利益剰余金			
当期首残高	37,002	353,060	—	353,060	225,053	225,053	615,116	615,116
当期変動額								
当期純利益					122,007	122,007	122,007	122,007
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								—
当期変動額合計	—	—	—	—	122,007	122,007	122,007	122,007
当期末残高	37,002	353,060	—	353,060	347,060	347,060	737,123	737,123

当事業年度(自 2023年 7 月 1 日 至 2024年 6 月30日)

(単位：千円)

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
					繰越利益剰余金			
当期首残高	37,002	353,060	—	353,060	347,060	347,060	737,123	737,123
当期変動額								
当期純利益					28,777	28,777	28,777	28,777
新株の発行（新株予約権の行使）	917	917		917			1,835	1,835
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								—
当期変動額合計	917	917	—	917	28,777	28,777	30,612	30,612
当期末残高	37,919	353,978	—	353,978	375,838	375,838	767,736	767,736

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年 7 月 1 日 至 2023年 6 月30日)	当事業年度 (自 2023年 7 月 1 日 至 2024年 6 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	108,907	18,792
減価償却費	13,595	16,340
事業整理損失引当金の増減額 (△は減少)	△7,081	—
受取利息及び受取配当金	△5	△8
支払利息	5,332	1,515
株式交付費	30	30
上場関連費用	3,136	2,810
補助金収入	△7,700	△10,000
固定資産売却損益 (△は益)	—	△177
売上債権の増減額 (△は増加)	53,322	△44,238
棚卸資産の増減額 (△は増加)	36,433	2,066
仕入債務の増減額 (△は減少)	△1,969	2,187
未払金の増減額 (△は減少)	5,312	△2,194
未払費用の増減額 (△は減少)	26,637	17,858
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△14,585	△8,935
前受金の増減額 (△は減少)	△59,299	△1,979
その他	47,073	4,296
小計	209,140	△1,635
利息及び配当金の受取額	5	8
利息の支払額	△5,374	△1,511
法人税等の支払額	△1,243	△1,270
補助金の受取額	7,700	10,000
営業活動によるキャッシュ・フロー	210,227	5,591
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△22,706	△5,961
有形固定資産の売却による収入	—	800
敷金及び保証金の差入による支出	—	△9,913
投資活動によるキャッシュ・フロー	△22,706	△15,074
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	300,000	—
長期借入金の返済による支出	△161,669	△60,012
株式の発行による収入	—	1,805
株式の発行による支出	△30	—
上場関連費用の支出	△3,136	△2,810
財務活動によるキャッシュ・フロー	135,164	△61,017
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	322,686	△70,501
現金及び現金同等物の期首残高	633,880	956,567
現金及び現金同等物の期末残高	※ 956,567	※ 886,065

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	124,621
減価償却費	7,967
受注損失引当金の増減額 (△は減少)	3,898
受取利息	△86
支払利息	868
資産除去債務履行差額	113
補助金収入	△696
売上債権の増減額 (△は増加)	△72,218
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△16,698
仕入債務の増減額 (△は減少)	10,024
未払金の増減額 (△は減少)	△31
未払費用の増減額 (△は減少)	22,316
未払消費税等の増減額 (△は減少)	20,945
前受金の増減額 (△は減少)	△8,306
その他	△31,195
小計	61,523
利息の受取額	86
利息の支払額	△870
法人税等の支払額	△1,209
補助金の受取額	696
営業活動によるキャッシュ・フロー	60,226
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△4,841
資産除去債務の履行による支出	△368
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,209
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△30,006
株式の発行による収入	9,050
財務活動によるキャッシュ・フロー	△20,955
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	34,060
現金及び現金同等物の期首残高	886,065
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 920,126

【注記事項】

（重要な会計方針）

前事業年度(自 2022年 7 月 1 日 至 2023年 6 月30日)

1 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は次の通りです。

建物 10～15年

車両運搬具 4～6年

工具、器具及び備品 4～5年

3 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しています。

4 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。なお、当事業年度において、貸倒実績及び貸倒懸念債権等の回収不能見込額がないため貸倒引当金は計上していません。

（2）賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しています。

なお、夏季及び冬季賞与の支払い対象期間が上期及び下期の会計期間と一致しているため、当事業年度末において賞与引当金は計上していません。

（3）受注損失引当金

受注案件に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注案件のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについて、損失見込額を計上しています。

なお、該当する受注案件がないため、当事業年度末において受注損失引当金は計上していません。

5 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、次の通りです。

（1）クライアントワーク

クライアントワークに係る収益は、アプリ・ウェブ等のソフトウェアの受注制作であり、顧客との契約に基づいて約束した財またはサービスを引き渡す履行義務を負っています。

受注制作は、準委任契約及び請負契約等に大別されます。準委任契約における主な履行義務は、契約期間に渡る受注制作の遂行であり、請負契約等における主な履行義務は、成果物の納品等です。いずれも顧客との契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受することから、一定の期間にわたり履行義務を充足すると判断し、義務の履行が完了した部分の対価を享受する強制力のある権利を有している金額で収益を認識しています。

一定期間に渡り収益を認識する契約のうち、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もる事ができないもの、または契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い一部の契約については、一定期間に渡り収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しています。

履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、受注制作に係る発生原価の増加と顧客の支配する資産の増加が比例すると判断し、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）により算出しています。

なお、取引の対価は、履行義務を充足してから別途定める支払い条件によりごく短期間に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

（２）アプリ分析サービス

アプリ分析サービスに係る収益は、ソフトウェア・ライセンスの移転と関連サービスの提供であり、顧客との契約に基づいてライセンスを供与する履行義務を負っています。

ソフトウェア・ライセンスの移転と関連サービスの提供は、契約期間に渡りソフトウェア・ライセンスを提供することであり、顧客の契約期間に渡り常時継続的にサービスが提供されていることから、当該履行義務は、一定の期間にわたり履行義務を充足すると判断し、ライセンスを供与する期間に渡り収益を認識しています。

なお、取引の対価は、履行義務を充足してから別途定める支払い条件によりごく短期間に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な現金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。

当事業年度（自 2023年 7 月 1 日 至 2024年 6 月30日）

1 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は次の通りです。

建物 10～15年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 4～6年

3 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しています。

4 引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。なお、当事業年度において、貸倒実績及び貸倒懸念債権等の回収不能見込額がないため貸倒引当金は計上していません。

（２）賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しています。

なお、夏季及び冬季賞与の支払い対象期間が上期及び下期の会計期間と一致しているため、当事業年度末において賞与引当金は計上していません。

(3) 受注損失引当金

受注案件に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注案件のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについて、損失見込額を計上しています。

なお、該当する受注案件がないため、当事業年度末において受注損失引当金は計上していません。

5 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、次の通りです。

(1) クライアントワーク

クライアントワークに係る収益は、アプリ・ウェブ等のソフトウェアの受注制作であり、顧客との契約に基づいて約束した財またはサービスを引き渡す履行義務を負っています。

受注制作は、準委任契約及び請負契約等に大別されます。準委任契約における主な履行義務は、契約期間に渡る受注制作の遂行であり、請負契約等における主な履行義務は、成果物の納品等です。いずれも顧客との契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受することから、一定の期間にわたり履行義務を充足すると判断し、義務の履行が完了した部分の対価を享受する強制力のある権利を有している金額で収益を認識しています。

一定期間に渡り収益を認識する契約のうち、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もる事ができないもの、または契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い一部の契約については、一定期間に渡り収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しています。

履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、受注制作に係る発生原価の増加と顧客の支配する資産の増加が比例すると判断し、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）により算出しています。

なお、取引の対価は、履行義務を充足してから別途定める支払い条件によりごく短期間に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

(2) アプリ分析サービス

アプリ分析サービスに係る収益は、ソフトウェア・ライセンスの移転と関連サービスの提供であり、顧客との契約に基づいてライセンスを供与する履行義務を負っています。

ソフトウェア・ライセンスの移転と関連サービスの提供は、契約期間に渡りソフトウェア・ライセンスを提供することであり、顧客の契約期間に渡り常時継続的にサービスが提供されていることから、当該履行義務は、一定の期間にわたり履行義務を充足すると判断し、ライセンスを供与する期間に渡り収益を認識しています。

なお、取引の対価は、履行義務を充足してから別途定める支払い条件によりごく短期間に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な現金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度(自 2022年 7 月 1 日 至 2023年 6 月30日)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した額

(単位：千円)

	当事業年度
繰延税金資産	81,603

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 見積りの算出方法

当社は、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断し、翌事業年度の課税所得の見積額に基づいて繰延税金資産を算定しています。

② 見積りの算出に用いた主な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、翌事業年度の事業計画を基礎としています。当該事業計画は、受注見込み件数を当社が現在入手している市場動向、受注状況及び今後の受注予測に基づき推測するとともに、受注金額は過去の受注案件の趨勢、主要顧客の動向を踏まえた予測に基づき策定しています。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

課税所得の見積りの算出にあたって前提とした条件や仮定については、将来の不確実な経済環境の変動の結果による影響を受ける可能性があり、当該影響に伴い業績予測の見直しが必要となった場合、翌事業年度の財務諸表において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度(自 2023年 7 月 1 日 至 2024年 6 月30日)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した額

(単位：千円)

	当事業年度
繰延税金資産	92,785

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 見積りの算出方法

当社は、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断し、翌事業年度の課税所得の見積額に基づいて繰延税金資産を算定しています。

② 見積りの算出に用いた主な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、翌事業年度の事業計画を基礎としています。当該事業計画は、受注見込み件数を当社が現在入手している市場動向、受注状況及び今後の受注予測に基づき推測するとともに、受注金額は過去の受注案件の趨勢、主要顧客の動向を踏まえた予測に基づき策定しています。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

課税所得の見積りの算出にあたって前提とした条件や仮定については、将来の不確実な経済環境の変動の結果による影響を受ける可能性があり、当該影響に伴い業績予測の見直しが必要となった場合、翌事業年度の財務諸表において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表関係)

※1 売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、次の通りです。

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
売掛金	169,962千円	214,200千円

※2 前受金のうち、契約負債の金額は、次の通りです。

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
契約負債	16,957千円	14,978千円

※3 有形固定資産の減価償却累計額は、次の通りです。

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	29,138千円	41,981千円

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載していません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係） 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しています。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次の通りです。

	前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
給料手当	223,570千円	255,764千円
減価償却費	5,553千円	6,357千円
おおよその割合		
販売費	31.1%	32.3%
一般管理費	68.9%	67.7%

※3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次の通りです。

	前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
一般管理費	11,874千円	17,596千円
計	11,874千円	17,596千円

※4 固定資産売却益の内容は、次の通りです。

	前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
車両運搬具	一千円	177千円
計	一千円	177千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	63,818	1,535,252	—	1,599,070
A種優先株式(株)	27,272	—	27,272	—
B種優先株式(株)	31,367	—	31,367	—
C種優先株式(株)	16,701	—	16,701	—
D種優先株式(株)	20,749	—	20,749	—
合計	159,907	1,535,252	96,089	1,599,070

(変動事由の概要)

株主による取得請求権の行使のため種類株式から普通株式へ転換したことによる減少	A種優先株式	27,272株
同上	B種優先株式	31,367株
同上	C種優先株式	16,701株
同上	D種優先株式	20,749株
株主による取得請求権の行使のため種類株式から普通株式へ転換したことによる増加	普通株式	96,089株
株式分割による増加	普通株式	1,439,163株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	—	—	—	—
A種優先株式(株)	—	27,272	27,272	—
B種優先株式(株)	—	31,367	31,367	—
C種優先株式(株)	—	16,701	16,701	—
D種優先株式(株)	—	20,749	20,749	—
合計	—	96,089	96,089	—

(変動事由の概要)

種類株式から普通株式へ転換したことに伴う自己株式の取得による増加	A種優先株式	27,272株
及び自己株式の消却による減少		
同上	B種優先株式	31,367株
同上	C種優先株式	16,701株
同上	D種優先株式	20,749株

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
資金調達のための新株予約権(第11回新株予約権) (注) 1	普通株式	902	8,118	—	9,020	—
ストック・オプションとしての 新株予約権(第3回～ 第10回新株予約権、第12回 ～第17回新株予約権) (注) 2	—	—	—	—	—	—
合計		902	8,118	—	9,020	—

(注) 1. 資金調達のための新株予約権(第11回新株予約権)は、株式会社日本政策金融公庫からの長期借入れにあたり、制度融資利用の条件として割り当てた新株予約権です。

2. 第17回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

(変動事由の概要)

株式分割による増加 第11回新株予約権 8,118株

当事業年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,599,070	2,500	960,890	640,680
A種優先株式(株)	—	272,720	—	272,720
B種優先株式(株)	—	313,670	—	313,670
C種優先株式(株)	—	167,010	—	167,010
D種優先株式(株)	—	207,490	—	207,490
合計	1,599,070	963,390	960,890	1,601,570

(変動事由の概要)

全株主の合意により普通株式の一部を種類株式へ転換したことによる減少	普通株式	960,890株
全株主の合意により普通株式の一部を種類株式へ転換したことによる増加	A種優先株式	272,720株
同上	B種優先株式	313,670株
同上	C種優先株式	167,010株
同上	D種優先株式	207,490株
新株予約権の権利行使による増加	普通株式	2,500株

2. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
資金調達のための新株予約権(第11回新株予約権) (注) 1	普通株式	9,020	—	—	9,020	—
ストック・オプションとしての 新株予約権(第3回～ 第10回新株予約権、第12回 ～第18回新株予約権) (注) 2	—	—	—	—	—	—
合計		9,020	—	—	9,020	—

(注) 1. 資金調達のための新株予約権(第11回新株予約権)は、株式会社日本政策金融公庫からの長期借入れにあたり、制度融資利用の条件として割り当てた新株予約権です。

2. 第17回新株予約権及び第18回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次の通りです。

	前事業年度 (自 2022年 7 月 1 日 至 2023年 6 月30日)	当事業年度 (自 2023年 7 月 1 日 至 2024年 6 月30日)
現金及び預金	956,567千円	886,065千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—	—
現金及び現金同等物	956,567千円	886,065千円

(金融商品関係)

前事業年度(自 2022年 7 月 1 日 至 2023年 6 月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、必要資金については概ね自己資金でまかなうことを原則とし、一部営業取引に係る運転資金について銀行等金融機関からの借入により調達することとしています。なお、当社は、デリバティブ取引は行っていません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。

敷金及び保証金は、オフィス等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1か月以内の支払期日です。

長期借入金は運転資金または設備資金の調達を目的としたものであり、金利変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権、敷金及び保証金については、取引相手ごとに期日及び残高管理を徹底することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の貸借対照表日現在における営業債権のうち56.5%（債権残高上位5社）が特定の大口顧客に対するものです。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金(*2)	288,331	288,258	△72
負債計	288,331	288,258	△72

(*1) 「現金及び預金」、「売掛金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(*2) 1年内返済予定の金額を含んでいます。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	956,567	—	—	—
売掛金	169,962	—	—	—
合計	1,126,529	—	—	—

(注) 2. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	60,012	60,012	60,012	60,012	48,283	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	288,258	—	288,258
負債計	—	288,258	—	288,258

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入等を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

当事業年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、必要資金については概ね自己資金でまかなうことを原則とし、一部営業取引に係る運転資金について銀行等金融機関からの借入により調達することとしています。なお、当社は、デリバティブ取引は行っていません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。

敷金及び保証金は、オフィス等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1か月以内の支払期日です。

長期借入金は運転資金または設備資金の調達を目的としたものであり、金利変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権、敷金及び保証金については、取引相手ごとに期日及び残高管理を徹底することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の貸借対照表日現在における営業債権のうち53.4%（債権残高上位5社）が特定の大口顧客に対するものです。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金(*2)	228,319	228,278	△40
負債計	228,319	228,278	△40

(*1) 「現金及び預金」、「売掛金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(*2) 1年内返済予定の金額を含んでいます。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	886,065	—	—	—
売掛金	214,200	—	—	—
合計	1,100,266	—	—	—

(注) 2. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	60,012	60,012	60,012	48,283	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	228,278	—	228,278
負債計	—	228,278	—	228,278

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入等を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用は計上していません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度(2023年6月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しています。

なお、2023年5月9日に1株につき10株の割合で株式分割を行っていますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しています。

(1) スtock・オプションの内容

	第3回	第4回	第5回
決議年月日	2015年5月21日	2015年8月18日	2015年12月15日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 5名	当社従業員 7名	当社従業員 19名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1、2	普通株式 14,050株	普通株式 7,400株	普通株式 32,100株
付与日	2015年5月21日	2015年8月19日	2015年12月16日
権利確定条件	付与日(2015年5月21日)から権利確定日(2017年5月21日)まで継続して勤務していること。	付与日(2015年8月19日)から権利確定日(2017年8月19日)まで継続して勤務していること。	付与日(2015年12月16日)から権利確定日(2017年12月16日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	2015年5月21日 ～2017年5月21日	2015年8月19日 ～2017年8月19日	2015年12月16日 ～2017年12月16日
権利行使期間	2017年5月22日 ～2025年3月31日	2017年8月20日 ～2025年3月31日	2017年12月17日 ～2025年3月31日

	第6回	第7回	第8回
決議年月日	2016年4月20日	2016年12月19日	2017年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 8名	当社顧問 1名 当社顧問弁護士 1名 当社従業員 23名	当社顧問 1名 当社従業員 14名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1、2	普通株式 45,500株	普通株式 22,400株	普通株式 11,500株
付与日	2016年4月21日	2016年12月19日	2017年6月27日
権利確定条件	付与日(2016年4月21日)から権利確定日(2018年4月21日)まで継続して勤務していること。	付与日(2016年12月19日)から権利確定日(2018年12月19日)まで継続して勤務していること。	付与日(2017年6月27日)から権利確定日(2019年6月27日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	2016年4月21日 ～2018年4月21日	2016年12月19日 ～2018年12月19日	2017年6月27日 ～2019年6月27日
権利行使期間	2018年4月22日 ～2026年3月31日	2018年12月20日 ～2026年3月31日(注) 3	2019年6月28日 ～2027年3月31日(注) 3

	第9回	第10回	第12回
決議年月日	2017年12月20日	2018年2月15日	2018年6月26日
付与対象者の区分 及び人数	当社従業員 2名	当社取締役 1名 当社顧問 1名 当社従業員 6名	当社従業員 11名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1、2	普通株式 3,500株	普通株式 20,000株	普通株式 4,900株
付与日	2017年12月20日	2018年2月15日	2018年6月26日
権利確定条件	付与日(2017年12月20日)から権利確定日(2019年12月20日)まで継続して勤務していること。	付与日(2018年2月15日)から権利確定日(2020年2月15日)まで継続して勤務していること。	付与日(2018年6月26日)から権利確定日(2020年6月26日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	2017年12月20日 ～2019年12月20日	2018年2月15日 ～2020年2月15日	2018年6月26日 ～2020年6月26日
権利行使期間	2019年12月21日 ～2027年3月31日(注) 3	2020年2月16日 ～2027年3月31日(注) 3	2020年6月27日 ～2028年3月31日(注) 3

	第13回	第14回	第15回
決議年月日	2018年12月12日	2019年2月21日	2019年12月19日
付与対象者の区分 及び人数	当社従業員 3名	当社従業員 11名	業務委託先 1名 当社従業員 3名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1、2	普通株式 4,300株	普通株式 7,030株	普通株式 8,000株
付与日	2018年12月12日	2019年2月21日	2019年12月19日
権利確定条件	付与日(2018年12月12日)から権利確定日(2020年12月12日)まで継続して勤務していること。	付与日(2019年2月21日)から権利確定日(2021年2月21日)まで継続して勤務していること。	付与日(2019年12月19日)から権利確定日(2021年12月19日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	2018年12月12日 ～2020年12月12日	2019年2月21日 ～2021年2月21日	2019年12月19日 ～2021年12月19日
権利行使期間	2020年12月13日 ～2028年3月31日(注) 3	2021年2月22日 ～2028年3月31日(注) 3	2021年12月20日 ～2029年3月31日(注) 3

	第16回	第17回
決議年月日	2020年5月21日	2022年7月21日
付与対象者の区分 及び人数	業務委託先 1名	当社従業員 33名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1、2	普通株式 1,000株	普通株式 20,000株
付与日	2020年5月21日	2022年8月1日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	付与日(2022年8月1日)から権利確定日(2024年8月1日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	対象勤務期間は付されていません。	2022年8月1日 ～2024年8月1日
権利行使期間	2020年5月21日 ～2029年3月31日	2024年8月2日 ～2031年6月30日(注) 3

- (注) 1. 付与対象者の区分及び人数、株式の種類別のストック・オプションの数は、割当日現在の情報を記載しています。
2. 株式数に換算して記載しています。
3. 本新株予約権は、本新株予約権の権利行使期間の開始と、当社の普通株式が金融証券取引所(国内外を問わない)に上場された日のいずれか遅い方の日(以下、当該日を「権利行使可能日」という。)以降のみにおいて、かつ、次の(1)及び(2)のそれぞれの区分に従った個数の範囲内においてのみ、本新株予約権を行使することができます。ただし、本新株予約権の権利行使期間が残り1年間に満たない場合には、権利行使可能日以降、本新株予約権の全部を行使することができます。
- (1) 権利行使可能日から1年が満了するまでの期間：割り当てられた本新株予約権の個数の50%
- (2) 上記(1)の期間経過後：割り当てられた本新株予約権の個数の100%

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

	第3回	第4回	第5回	第6回
決議年月日	2015年5月21日	2015年8月18日	2015年12月15日	2016年4月20日
権利確定前(株)				
前事業年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前事業年度末	11,050	3,400	22,000	42,620
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	11,050	3,400	22,000	42,620

	第7回	第8回	第9回	第10回
決議年月日	2016年12月19日	2017年6月27日	2017年12月20日	2018年2月15日
権利確定前(株)				
前事業年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前事業年度末	12,300	3,640	500	12,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	12,300	3,640	500	12,000

	第12回	第13回	第14回	第15回
決議年月日	2018年 6 月26日	2018年12月12日	2019年 2 月21日	2019年12月19日
権利確定前(株)				
前事業年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前事業年度末	2, 400	300	800	1, 500
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	2, 400	300	800	1, 500

	第16回	第17回
決議年月日	2020年 5 月21日	2022年 7 月21日
権利確定前(株)		
前事業年度末	—	—
付与	—	20, 000
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	20, 000
権利確定後(株)		
前事業年度末	1, 000	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	1, 000	—

② 単価情報

	第3回	第4回	第5回	第6回
決議年月日	2015年5月21日	2015年8月18日	2015年12月15日	2016年4月20日
権利行使価格(円)	734	734	734	734
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価(円)	—	—	—	—

	第7回	第8回	第9回	第10回
決議年月日	2016年12月19日	2017年6月27日	2017年12月20日	2018年2月15日
権利行使価格(円)	2,529	2,529	2,529	2,529
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価(円)	—	—	—	—

	第12回	第13回	第14回	第15回
決議年月日	2018年6月26日	2018年12月12日	2019年2月21日	2019年12月19日
権利行使価格(円)	3,325	3,325	3,325	3,325
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価(円)	—	—	—	—

	第16回	第17回
決議年月日	2020年5月21日	2022年7月21日
権利行使価格(円)	3,325	3,325
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における 公正な評価単価(円)	—	—

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっています。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)により算出した価格に基づき決定しています。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しています。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の

合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 一千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

当事業年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用は計上していません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度(2024年6月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しています。

(1) ストック・オプションの内容

	第3回	第4回	第5回
決議年月日	2015年5月21日	2015年8月18日	2015年12月15日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 5名	当社従業員 7名	当社従業員 19名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1、2	普通株式 14,050株	普通株式 7,400株	普通株式 32,100株
付与日	2015年5月21日	2015年8月19日	2015年12月16日
権利確定条件	付与日(2015年5月21日)から権利確定日(2017年5月21日)まで継続して勤務していること。	付与日(2015年8月19日)から権利確定日(2017年8月19日)まで継続して勤務していること。	付与日(2015年12月16日)から権利確定日(2017年12月16日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	2015年5月21日 ～2017年5月21日	2015年8月19日 ～2017年8月19日	2015年12月16日 ～2017年12月16日
権利行使期間	2017年5月22日 ～2025年3月31日	2017年8月20日 ～2025年3月31日	2017年12月17日 ～2025年3月31日

	第6回	第7回	第8回
決議年月日	2016年4月20日	2016年12月19日	2017年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 8名	当社顧問 1名 当社顧問弁護士 1名 当社従業員 23名	当社顧問 1名 当社従業員 14名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1、2	普通株式 45,500株	普通株式 22,400株	普通株式 11,500株
付与日	2016年4月21日	2016年12月19日	2017年6月27日
権利確定条件	付与日(2016年4月21日)から権利確定日(2018年4月21日)まで継続して勤務していること。	付与日(2016年12月19日)から権利確定日(2018年12月19日)まで継続して勤務していること。	付与日(2017年6月27日)から権利確定日(2019年6月27日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	2016年4月21日 ～2018年4月21日	2016年12月19日 ～2018年12月19日	2017年6月27日 ～2019年6月27日
権利行使期間	2018年4月22日 ～2026年3月31日	2018年12月20日 ～2026年3月31日(注)3	2019年6月28日 ～2027年3月31日(注)3

	第9回	第10回	第12回
決議年月日	2017年12月20日	2018年2月15日	2018年6月26日
付与対象者の区分 及び人数	当社従業員 2名	当社取締役 1名 当社顧問 1名 当社従業員 6名	当社従業員 11名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1、2	普通株式 3,500株	普通株式 20,000株	普通株式 4,900株
付与日	2017年12月20日	2018年2月15日	2018年6月26日
権利確定条件	付与日(2017年12月20日)から権利確定日(2019年12月20日)まで継続して勤務していること。	付与日(2018年2月15日)から権利確定日(2020年2月15日)まで継続して勤務していること。	付与日(2018年6月26日)から権利確定日(2020年6月26日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	2017年12月20日 ～2019年12月20日	2018年2月15日 ～2020年2月15日	2018年6月26日 ～2020年6月26日
権利行使期間	2019年12月21日 ～2027年3月31日(注) 3	2020年2月16日 ～2027年3月31日(注) 3	2020年6月27日 ～2028年3月31日(注) 3

	第13回	第14回	第15回
決議年月日	2018年12月12日	2019年2月21日	2019年12月19日
付与対象者の区分 及び人数	当社従業員 3名	当社従業員 11名	業務委託先 1名 当社従業員 3名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1、2	普通株式 4,300株	普通株式 7,030株	普通株式 8,000株
付与日	2018年12月12日	2019年2月21日	2019年12月19日
権利確定条件	付与日(2018年12月12日)から権利確定日(2020年12月12日)まで継続して勤務していること。	付与日(2019年2月21日)から権利確定日(2021年2月21日)まで継続して勤務していること。	付与日(2019年12月19日)から権利確定日(2021年12月19日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	2018年12月12日 ～2020年12月12日	2019年2月21日 ～2021年2月21日	2019年12月19日 ～2021年12月19日
権利行使期間	2020年12月13日 ～2028年3月31日(注) 3	2021年2月22日 ～2028年3月31日(注) 3	2021年12月20日 ～2029年3月31日(注) 3

	第16回	第17回	第18回
決議年月日	2020年5月21日	2022年7月21日	2024年6月24日
付与対象者の区分 及び人数	業務委託先 1名	当社従業員 33名	当社従業員兼務取締役 1名 当社従業員 7名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1、2	普通株式 1,000株	普通株式 20,000株	普通株式 49,000株
付与日	2020年5月21日	2022年8月1日	2024年6月25日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	付与日(2022年8月1日)から権利確定日(2024年8月1日)まで継続して勤務していること。	付与日(2024年6月25日)から権利確定日(2026年6月25日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	対象勤務期間は付されていません。	2022年8月1日 ～2024年8月1日	2024年6月25日 ～2026年6月25日
権利行使期間	2020年5月21日 ～2029年3月31日	2024年8月2日 ～2031年6月30日(注) 3	2026年6月26日 ～2034年6月23日(注) 3

- (注) 1. 付与対象者の区分及び人数、株式の種類別のストック・オプションの数は、割当日現在の情報を記載しています。
2. 株式数に換算して記載しています。
3. 本新株予約権は、本新株予約権の権利行使期間の開始と、当社の普通株式が金融証券取引所(国内外を問わない)に上場された日のいずれか遅い方の日(以下、当該日を「権利行使可能日」という。)以降のみにおいて、かつ、次の(1)及び(2)のそれぞれの区分に従った個数の範囲内においてのみ、本新株予約権を行使することができます。ただし、本新株予約権の権利行使期間が残り1年間に満たない場合には、権利行使可能日以降、本新株予約権の全部を行使することができます。
- (1) 権利行使可能日から1年が満了するまでの期間：割り当てられた本新株予約権の個数の50%
- (2) 上記(1)の期間経過後：割り当てられた本新株予約権の個数の100%

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

	第3回	第4回	第5回	第6回
決議年月日	2015年5月21日	2015年8月18日	2015年12月15日	2016年4月20日
権利確定前(株)				
前事業年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前事業年度末	11,050	3,400	22,000	42,620
権利確定	—	—	—	—
権利行使	1,500	—	1,000	—
失効	—	—	—	—
未行使残	9,550	3,400	21,000	42,620

	第7回	第8回	第9回	第10回
決議年月日	2016年12月19日	2017年6月27日	2017年12月20日	2018年2月15日
権利確定前(株)				
前事業年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前事業年度末	12,300	3,640	500	12,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	500	—	—
未行使残	12,300	3,140	500	12,000

	第12回	第13回	第14回	第15回
決議年月日	2018年 6 月26日	2018年12月12日	2019年 2 月21日	2019年12月19日
権利確定前(株)				
前事業年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前事業年度末	2,400	300	800	1,500
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	300	—	—	—
未行使残	2,100	300	800	1,500

	第16回	第17回	第18回
決議年月日	2020年 5 月21日	2022年 7 月21日	2024年 6 月24日
権利確定前(株)			
前事業年度末	—	20,000	—
付与	—	—	49,000
失効	—	1,500	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	18,500	49,000
権利確定後(株)			
前事業年度末	1,000	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	1,000	—	—

② 単価情報

	第3回	第4回	第5回	第6回
決議年月日	2015年5月21日	2015年8月18日	2015年12月15日	2016年4月20日
権利行使価格(円)	734	734	734	734
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価(円)	—	—	—	—

	第7回	第8回	第9回	第10回
決議年月日	2016年12月19日	2017年6月27日	2017年12月20日	2018年2月15日
権利行使価格(円)	2,529	2,529	2,529	2,529
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価(円)	—	—	—	—

	第12回	第13回	第14回	第15回
決議年月日	2018年6月26日	2018年12月12日	2019年2月21日	2019年12月19日
権利行使価格(円)	3,325	3,325	3,325	3,325
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価(円)	—	—	—	—

	第16回	第17回	第18回
決議年月日	2020年5月21日	2022年7月21日	2024年6月24日
権利行使価格(円)	3,325	3,325	1,320
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における 公正な評価単価(円)	—	—	—

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、Stock・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっています。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)により算出した価格に基づき決定しています。

4. Stock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しています。

5. Stock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の

合計額及び当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 一千円

当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利

行使日における本源的価値の合計額 一千円

(税効果会計関係)

前事業年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払賞与	21,918千円
減価償却超過額	3,013 "
長期前受金	19,511 "
ソフトウェア償却費	9,404 "
税務上の繰越欠損金(注) 2	213,100 "
その他	3,956 "
繰延税金資産小計	270,905千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注) 2	△157,881 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△31,382 "
評価性引当額小計(注) 1	△189,263 "
繰延税金資産合計	81,641千円
繰延税金負債	
資産除去債務	△37千円
繰延税金負債合計	△37千円
繰延税金資産の純額	81,603 "

(注) 1. 評価性引当額が51,594千円減少しています。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金の解消に伴う評価性引当額の減少によるものです。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	6,581	51,540	75,126	79,852	213,100千円
評価性引当額	—	—	—	△2,903	△75,126	△79,852	△157,881 "
繰延税金資産	—	—	6,581	48,637	—	—	(b) 55,218 "

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

(b) 税務上の繰越欠損金213,100千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産55,218千円を計上しています。当該税務上の繰越欠損金について、将来の課税所得の見込み等により回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識していません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.26%
(調整)	
住民税均等割	1.17%
評価性引当額の増減	9.03%
繰越欠損金の利用	△56.44%
その他	△0.05%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△12.03%

当事業年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払賞与	18,957千円
減価償却超過額	2,102 "
ソフトウェア償却費	12,132 "
長期前受金	19,511 "
税務上の繰越欠損金(注) 2	205,645 "
その他	6,416 "

繰延税金資産小計 264,764千円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注) 2 △137,889 "

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △33,896 "

評価性引当額小計(注) 1 △171,785 "

繰延税金資産合計 92,978千円

繰延税金負債

資産除去債務 △193千円

繰延税金負債合計 △193千円

繰延税金資産の純額 92,785 "

(注) 1. 評価性引当額が17,478千円減少しています。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金の解消に伴う評価性引当額の減少によるものです。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	50,666	75,126	69,398	10,453	205,645千円
評価性引当額	—	—	—	△58,037	△69,398	△10,453	△137,889 "
繰延税金資産	—	—	50,666	17,088	—	—	(b) 67,755 "

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

(b) 税務上の繰越欠損金205,645千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産67,755千円を計上しています。当該税務上の繰越欠損金について、将来の課税所得の見込み等により回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識していません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった

主要な項目別の内訳

法定実効税率 34.26%

(調整)

住民税均等割 6.37%

評価性引当額の増減 △53.34%

繰越欠損金の利用 △39.67%

その他 △0.76%

税効果会計適用後の法人税等の負担率 △53.13%

(資産除去債務関係)

重要性がないため、記載を省略しています。

(収益認識関係)

前事業年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	合計
アプリ分析サービス	165,255
クライアントワーク（請負）	277,765
クライアントワーク（準委任その他）	1,064,304
顧客との契約から生じる収益	1,507,326
その他の収益	—
外部顧客への売上高	1,507,326

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「第5 経理の状況 1.財務諸表等 (1)財務諸表 「注記事項」 (重要な会計方針)の「5. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	223,285
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	169,962
契約負債（期首残高）	76,256
契約負債（期末残高）	16,957

契約負債は、アプリ分析サービスにかかる顧客から受け取った前受金に関するもの及びクライアントワークにかかる顧客から受け取った前受金に関するものです。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

貸借対照表上、契約負債は「流動負債」の「前受金」に計上しています。

当事業年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、76,256千円です。また、当事業年度において、契約負債が59,299千円減少した主な理由は、1つの案件で54,292千円の契約があったためです。

過去の期間に充足した履行義務から、当事業年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

当事業年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	合計
アプリ分析サービス	115,810
クライアントワーク（請負）	339,042
クライアントワーク（準委任その他）	1,063,053
顧客との契約から生じる収益	1,517,907
その他の収益	—
外部顧客への売上高	1,517,907

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「第5 経理の状況 1.財務諸表等 (1)財務諸表 「注記事項」 (重要な会計方針)の「5. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	169,962
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	214,200
契約負債（期首残高）	16,957
契約負債（期末残高）	14,978

契約負債は、アプリ分析サービスにかかる顧客から受け取った前受金に関するもの及びクライアントワークにかかる顧客から受け取った前受金に関するものです。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

貸借対照表上、契約負債は「流動負債」の「前受金」に計上しています。

当事業年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、16,957千円です。

過去の期間に充足した履行義務から、当事業年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

当社は、デジタルパートナー事業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

当事業年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

当社は、デジタルパートナー事業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

【関連情報】

前事業年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	クライアントワーク	アプリ分析サービス	合計
外部顧客への売上高	1,342,070	165,255	1,507,326

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
東急株式会社	176,644	デジタルパートナー事業
サッポロホールディングス株式会社	157,180	デジタルパートナー事業
トヨタ・コニック・アルファ株式会社	151,218	デジタルパートナー事業

当事業年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	クライアントワーク	アプリ分析サービス	合計
外部顧客への売上高	1,402,096	115,810	1,517,907

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
東急株式会社	181,812	デジタルパートナー事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

当社は、デジタルパートナー事業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

当事業年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

当社は、デジタルパートナー事業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

1 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

1 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年 7 月 1 日 至 2023年 6 月 30 日)	当事業年度 (自 2023年 7 月 1 日 至 2024年 6 月 30 日)
1株当たり純資産額	460.97円	△1,973.04円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	76.30円	△26.82円

(注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載していません。当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また1株当たり当期純損失であるため、記載していません。

2. 当社は、2023年5月9日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っています。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しています。

3. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下の通りです。

項目	前事業年度 (自 2022年 7 月 1 日 至 2023年 6 月 30 日)	当事業年度 (自 2023年 7 月 1 日 至 2024年 6 月 30 日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)		
当期純利益(千円)	122,007	28,777
普通株主に帰属しない金額 (△) (千円)	—	71,687
普通株式に係る当期純利益又は 普通株式に係る当期純損失 (△) (千円)	122,007	△42,909
普通株式の期中平均株式数(株)	1,599,070	1,599,719
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—	—

(注) 当事業年度において、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式は、剰余金配当について普通株式より優先される株式であるため、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定に当たって、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式に配当される優先配当額を当期純利益から控除しています。また、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式は、各種類株式に優先配当された後の剰余金の配当について普通株式と同等の権利を持つことから、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定に用いられる普通株式と同等の株式としています。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

1. 資金の借入及び借入金の繰上返済

当社は、2025年2月17日開催の取締役会決議に基づき、次の通り資金の借入及び借入金の繰上返済を行いました。

(資金の借入①)

- | | |
|------------|---------------|
| (1) 借入先 | 株式会社第四北越銀行 |
| (2) 借入金額 | 200,000千円 |
| (3) 借入金利 | 市場金利に連動した変動金利 |
| (4) 借入実行日 | 2025年2月28日 |
| (5) 最終返済期日 | 借入実行日より5年間 |
| (6) 担保の有無 | 無担保、無保証 |
| (7) 資金使途 | 長期運転資金 |

(資金の借入②)

- | | |
|------------|---------------|
| (1) 借入先 | 株式会社三井住友銀行 |
| (2) 借入金額 | 200,000千円 |
| (3) 借入金利 | 市場金利に連動した変動金利 |
| (4) 借入実行日 | 2025年3月31日 |
| (5) 最終返済期日 | 借入実行日より5年間 |
| (6) 担保の有無 | 無担保、無保証 |
| (7) 資金使途 | 長期運転資金 |

(借入金の繰上返済①)

- | | |
|----------|-----------------------------|
| (1) 返済先 | 株式会社第四北越銀行 |
| (2) 返済金額 | 66,660千円 (最終返済期日2028年5月31日) |
| (3) 返済日 | 2025年2月25日 |

(借入金の繰上返済②)

- | | |
|----------|-----------------------------|
| (1) 返済先 | 株式会社三井住友銀行 |
| (2) 返済金額 | 59,992千円 (最終返済期日2028年3月30日) |
| (3) 返済日 | 2025年3月31日 |

2. 種類株式の取得及び消却

株主からの取得請求権の行使を受けたことにより、2025年3月31日付でA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式の全てを自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しています。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式の全てについて、2025年4月3日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき消却することを決議し、同日付で消却しています。

(1) 取得及び消却した株式数

A種優先株式	272,720株
B種優先株式	313,670株
C種優先株式	167,010株
D種優先株式	207,490株

(2) 交換により交付した普通株式数

960,890株

(3) 交付後の発行済普通株式数

1,635,520株

【注記事項】

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次の通りです。

	当中間会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)
給料手当	114,784千円

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次の通りです。

	当中間会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)
現金及び預金	920,126千円
預入期間が3か月を超える定期預金	— 〃
現金及び現金同等物	920,126千円

(株主資本等関係)

当中間会計期間(自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

新株予約権の権利行使に伴う新株の発行により、当中間会計期間において資本金及び資本剰余金がそれぞれ4,525千円増加しました。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間会計期間(自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)

当社はデジタルパートナー事業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間(自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

	合計
「App Ape」サービス	50,112
クライアントワーク（請負）	84,340
クライアントワーク（準委任その他）	841,334
顧客との契約から生じる収益	975,787
その他の収益	—
外部顧客への売上高	975,787

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)
1株当たり中間純利益	51円70銭
(算定上の基礎)	
中間純利益(千円)	118,962
普通株主に帰属しない金額(△)(千円)	36,138
普通株式に係る中間純利益(千円)	82,823
普通株式の期中平均株式数(株)	1,601,972
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載していません。
2. A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式は、剰余金配当については普通株式より優先される株式であるため、1株当たり中間純利益の算定に当たって、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式に配当される優先配当額を中間純利益から控除しています。また、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式は、各種類株式に優先配当された後の剰余金の配当について普通株式と同等の権利を持つことから、1株当たり中間純利益の算定に用いられる普通株式と同等の株式としてしています。
3. 当中間会計期間の当該優先配当額は、2025年6月30日を基準日として配当を予定している額のうち、当中間会計期間に帰属するものとして算定しています。

(重要な後発事象)

1. 資金の借入及び借入金の繰上返済

当社は、2025年2月17日開催の取締役会決議に基づき、次の通り資金の借入及び借入金の繰上返済を行いました。

(資金の借入①)

- | | |
|------------|---------------|
| (1) 借入先 | 株式会社第四北越銀行 |
| (2) 借入金額 | 200,000千円 |
| (3) 借入金利 | 市場金利に連動した変動金利 |
| (4) 借入実行日 | 2025年2月28日 |
| (5) 最終返済期日 | 借入実行日より5年間 |
| (6) 担保の有無 | 無担保、無保証 |
| (7) 資金使途 | 長期運転資金 |

(資金の借入②)

- | | |
|------------|---------------|
| (1) 借入先 | 株式会社三井住友銀行 |
| (2) 借入金額 | 200,000千円 |
| (3) 借入金利 | 市場金利に連動した変動金利 |
| (4) 借入実行日 | 2025年3月31日 |
| (5) 最終返済期日 | 借入実行日より5年間 |
| (6) 担保の有無 | 無担保、無保証 |
| (7) 資金使途 | 長期運転資金 |

(借入金の繰上返済①)

- | | |
|----------|-----------------------------|
| (1) 返済先 | 株式会社第四北越銀行 |
| (2) 返済金額 | 66,660千円 (最終返済期日2028年5月31日) |
| (3) 返済日 | 2025年2月25日 |

(借入金の繰上返済②)

- | | |
|----------|-----------------------------|
| (1) 返済先 | 株式会社三井住友銀行 |
| (2) 返済金額 | 59,992千円 (最終返済期日2028年3月30日) |
| (3) 返済日 | 2025年3月31日 |

2. 種類株式の取得及び消却

株主からの取得請求権の行使を受けたことにより、2025年3月31日付でA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式の全てを自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しています。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式の全てについて、2025年4月3日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき消却することを決議し、同日付で消却しています。

(1) 取得及び消却した株式数

A種優先株式	272,720株
B種優先株式	313,670株
C種優先株式	167,010株
D種優先株式	207,490株

(2) 交換により交付した普通株式数

960,890株

(3) 交付後の発行済普通株式数

1,635,520株

⑤ 【附属明細表】（2024年6月30日現在）

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	13,367	480	—	13,848	3,873	953	9,974
車両運搬具	7,139	—	1,867	5,272	2,012	1,308	3,259
工具、器具及び備品	55,364	5,480	219	60,625	36,095	12,046	24,529
有形固定資産計	75,871	5,961	2,087	79,745	41,981	14,307	37,763
長期前払費用	346	2,183	2,337	192	—	—	192

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次の通りです。

建物	柏の葉サテライトオフィス	電気設備工事費	480千円
工具、器具及び備品	柏の葉本社	業務用PC	5,480 "

2. 当期減少額のうち主なものは次の通りです。

車両運搬具	長岡オフィス	社用車	1,867千円
工具、器具及び備品	柏の葉本社	業務用PC	219 "

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	60,012	60,012	0.59	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	228,319	168,307	0.59	2025年7月31日～ 2028年5月31日
合計	288,331	228,319	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しています。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額は次の通りです。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	60,012	60,012	48,283	—

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しています。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(2024年6月30日現在)

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	—
預金	
普通預金	886,065
計	886,065
合計	886,065

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
東急株式会社	43,866
住友商事株式会社	23,133
株式会社銚子丸	18,447
トヨタ・コニック・アルファ株式会社	15,389
株式会社ポーラ・オルビスホールディングス	13,574
その他	99,791
合計	214,200

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
169,962	1,629,996	1,585,758	214,200	88.1	43.1

③ 仕掛品

品名	金額(千円)
開発費	621
合計	621

④ 繰延税金資産

品名	金額(千円)
繰延税金資産	92,785
合計	92,785

(注) 繰延税金資産の内容については、「1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項(税効果会計関係)」に記載しています。

⑤ 買掛金

相手先	金額(千円)
レバテック株式会社	4,868
合同会社コベリン	2,182
株式会社YAZ	2,090
株式会社IMAGICA GEEQ	1,841
アマゾンウェブサービスジャパン合同会社	1,619
その他	4,655
合計	17,257

⑥ 未払費用

相手先	金額(千円)
給与等	122,716
厚生年金保険料	17,837
関東ITソフトウェア健康保険組合	9,233
労働保険料	6,494
太陽有限責任監査法人	4,045
その他	5,991
合計	166,317

(3) 【その他】

最新の経営成績及び財政状態の概況

2025年5月12日開催の取締役会において承認された第15期第3四半期会計期間（2025年1月1日から2025年3月31日まで）及び第15期第3四半期累計期間（2024年7月1日から2025年3月31日まで）に係る四半期財務諸表は次の通りです。

(1) 四半期貸借対照表

(単位：千円)

		当第3四半期会計期間 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		1,260,249
受取手形、売掛金及び契約資産		212,760
仕掛品		38,967
前払費用		50,157
その他		1,795
流動資産合計		1,563,930
固定資産		
有形固定資産		39,447
投資その他の資産		119,490
固定資産合計		158,938
資産合計		1,722,869
負債の部		
流動負債		
買掛金		19,989
1年内返済予定の長期借入金		100,008
未払金		10,651
未払費用		103,633
未払法人税等		821
未払消費税等		40,852
前受金		15,881
預り金		3,027
賞与引当金		33,861
受注損失引当金		911
流動負債合計		329,639
固定負債		
長期借入金		356,650
その他		56,950
固定負債合計		413,600
負債合計		743,239

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(2025年3月31日)

純資産の部

株主資本	
資本金	50,379
資本剰余金	366,437
利益剰余金	562,812
株主資本合計	979,629
純資産合計	979,629
負債純資産合計	1,722,869

(2) 四半期損益計算書

第3四半期累計期間

(単位：千円)

当第3四半期累計期間
(自 2024年7月1日
至 2025年3月31日)

売上高	1,434,742
売上原価	825,552
売上総利益	609,190
販売費及び一般管理費	423,570
営業利益	185,619
営業外収益	
受取利息	505
補助金収入	696
営業外収益合計	1,201
営業外費用	
支払利息	1,456
その他	102
営業外費用合計	1,558
経常利益	185,262
税引前四半期純利益	185,262
法人税、住民税及び事業税	899
法人税等調整額	△2,609
法人税等合計	△1,710
四半期純利益	186,973

(3) 四半期財務諸表に関する注記事項

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成していません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費は、次の通りです。

	当第3四半期累計期間 (自 2024年7月1日 至 2025年3月31日)
減価償却費	11,924千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間(自 2024年7月1日 至 2025年3月31日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

新株予約権の権利行使に伴う新株の発行により、当第3四半期累計期間において資本金及び資本剰余金がそれぞれ12,459千円増加しました。

(セグメント情報等)

当第3四半期累計期間(自 2024年7月1日 至 2025年3月31日)

当社はデジタルパートナー事業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第3四半期累計期間(自 2024年7月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

	合計
「App Ape」サービス	83,897
クライアントワーク（請負）	160,403
クライアントワーク（準委任その他）	1,190,441
顧客との契約から生じる収益	1,434,742
その他の収益	—
外部顧客への売上高	1,434,742

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、次の通りです。

項目	当第3四半期累計期間 (自 2024年7月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり四半期純利益	116円16銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	186,973
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	186,973
普通株式の期中平均株式数(株)	1,609,593
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載していません。
2. 2025年3月31日付で、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、A種優先株式272,720株、B種優先株式313,670株、C種優先株式167,010株、D種優先株式207,490株を自己株式として取得し、対価としてA種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主にA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式各1株につき普通株式1株を交付しています。

(重要な後発事象)

当社が自己株式として保有するA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式の全てについて、2025年4月3日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき消却することを決議し、同日付で消却しています。

消却した株式数

A種優先株式	272,720株
B種優先株式	313,670株
C種優先株式	167,010株
D種優先株式	207,490株

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年7月1日から翌年6月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年6月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日、毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行 全国各支店(注)1
買取手数料	無料(注)2
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としています。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。 電子公告は当社のホームページに記載しており、そのアドレスは次の通りです。 https://www.fuller-inc.com/
株主に対する特典	なし

- (注) 1 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
- 2 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
- 3 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使できない旨、定款に定めています。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、上場会社でないため金融商品取引法第24条の7第1項の適用がありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第三部 【特別情報】

第 1 【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は連動子会社を有していないため、該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2023年 3月31日	—	—	—	塚本 幹夫	東京都目黒区	特別利害関係者等(当社監査役)	D種優先株式 △3,000 普通株式 3,000	—	(注) 5
2023年 3月31日	—	—	—	B Dash Fund 4号投資事業 有限責任組合 無限責任組合 員 B Dash Ventures株式 会社 代表取締役社 長 渡邊 洋 行	東京都港区 赤坂一丁目 12番32号	特別利害関係者等(大株主 上位10位)	A種優先 株式 △64,680 B種優先 株式 △16,910 D種優先 株式 △15,040 普通株式 96,630	—	(注) 5
2023年 3月31日	—	—	—	Global Catalyst Partners Japan投資事 業有限責任組 合 無限責任組合 員 Global Catalyst Venture Management Japan合同会 社 代表社員 大 澤 弘治	東京都港区 南青山一丁 目1番1号	特別利害関係者等(大株主 上位10位)	A種優先 株式 △29,660 B種優先 株式 △109,090 普通株式 138,750	—	(注) 5
2023年 3月31日	—	—	—	株式会社朝日 ネット 代表取締役社 長 執行役員 土方 次郎	東京都中央 区銀座四丁 目12番15号	特別利害関係者等(大株主 上位10位)	A種優先 株式 △109,090 普通株式 109,090	—	(注) 5
2023年 3月31日	—	—	—	いばらき新産 業創出ファン ド投資事業有 限責任組合 無限責任組合 員 REVICキャ ピタル株式会 社 代表取締 役 坂本 啓 晃	茨城県水戸 市南町二丁 目5番5号	特別利害関係者等(大株主 上位10位)	C種優先 株式 △90,000 普通株式 90,000	—	(注) 5
2023年 3月31日	—	—	—	山本 公哉	東京都目黒区	特別利害関係者等(大株主 上位10位)	B種優先 株式 △13,640 普通株式 13,640	—	(注) 5

移動 年月日	移動前 所有者の 氏名又は名称	移動前 所有者の 住所	移動前 所有者の 提出会社との 関係等	移動後 所有者の氏名 又は名称	移動後 所有者の 住所	移動後 所有者の 提出会社との 関係等	移動株数 (株)	価格(単価) (円)	移動理由
2023年 3月31日	—	—	—	地方創生新潟 1号投資事業 有限責任組合 無限責任組合 員新潟ベンチ ャーキャピタ ル株式会社 代表取締役社 長 永瀬 俊 彦	新潟県新潟 市中央区天神 一丁目1番地	特別利害関係 者等(大株主 上位10位)	C種優先 株式 △59,320 普通株式 59,320	—	(注) 5
2023年 3月31日	—	—	—	KDDI地方創生 事業育成1号 投資事業有限 責任組合 無限責任組合 員グローバル ・ブレイン 株式会社 代表取締役社 長 百合本 安彦	東京都渋谷 区桜丘町10 番11号	特別利害関係 者等(大株主 上位10位)	A種優先 株式 △39,630 B種優先 株式 △10,370 普通株式 50,000	—	(注) 5
2024年 3月28日	—	—	—	渋谷 美穂	新潟県新潟 市西区	特別利害関係 者等(当社役 員の配偶者)	普通株式 2,500	1,835,000 (734)	新株予約権 の権利行使
2024年 5月31日	—	—	—	塚本 幹夫	東京都目黒 区	特別利害関係 者等(当社監 査役)	普通株式 △3,000 D種優先 株式 3,000	—	(注) 6
2024年 5月31日	—	—	—	B Dash Fund 4号投資事業 有限責任組合 無限責任組合 員 B Dash Ventures株式 会社 代表取締役社 長 渡邊 洋 行	東京都港区 赤坂一丁目 12番32号	特別利害関係 者等(大株主 上位10位)	普通株式 △96,630 A種優先 株式 64,680 B種優先 株式 16,910 D種優先 株式 15,040	—	(注) 6
2024年 5月31日	—	—	—	Global Catalyst Partners Japan投資事 業有限責任組 合 無限責任組合 員 Global Catalyst Venture Management Japan合同会 社 代表社員 大 澤 弘治	東京都港区 南青山一丁 目1番1号	特別利害関係 者等(大株主 上位10位)	普通株式 △138,750 A種優先 株式 29,660 B種優先 株式 109,090	—	(注) 6
2024年 5月31日	—	—	—	株式会社朝日 ネット 代表取締役社 長 執行役員 土方 次郎	東京都中央 区銀座四丁 目12番15号	特別利害関係 者等(大株主 上位10位)	普通株式 △109,090 A種優先 株式 109,090	—	(注) 6

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2024年 5月31日	—	—	—	いばらき新産業創出ファンド投資事業有限責任組合員 REVIC キャピタル株式会社 代表取締役 坂本 啓晃	茨城県水戸市南町二丁目5番5号	特別利害関係者等(大株主上位10位)	普通株式 △90,000 C種優先株式 90,000	—	(注) 6
2024年 5月31日	—	—	—	山本 公哉	東京都目黒区	特別利害関係者等(大株主上位10位)	普通株式 △13,640 B種優先株式 13,640	—	(注) 6
2024年 5月31日	—	—	—	地方創生新潟1号投資事業有限責任組合員新潟ベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役社長 永瀬 俊彦	新潟県新潟市中央区天神一丁目1番地	特別利害関係者等(大株主上位10位)	普通株式 △59,320 C種優先株式 59,320	—	(注) 6
2024年 5月31日	—	—	—	KDDI地方創生事業育成1号投資事業有限責任組合員グローバル・ブレイン株式会社 代表取締役社長 百合本 安彦	東京都渋谷区桜丘町10番11号	特別利害関係者等(大株主上位10位)	普通株式 △50,000 A種優先株式 39,630 B種優先株式 10,370	—	(注) 6
2024年 6月21日	Global Catalyst Partners Japan 投資事業有限責任組合員 Global Catalyst Venture Management Japan 合同会社 代表社員 大澤 弘治	東京都港区南青山一丁目1番1号	特別利害関係者等(大株主上位10位)	株式会社ヤブリ 代表取締役社長 CEO 庵原 保文	東京都港区六本木三丁目2番1号	特別利害関係者等(大株主上位10位) (注) 9	A種優先株式 29,660 B種優先株式 3,625	43,936,200 (1,320)	所有者の事情による
2024年 6月21日	株式会社朝日ネット 代表取締役社長 執行役員 土方 次郎	東京都中央区銀座四丁目12番15号	特別利害関係者等(大株主上位10位)	株式会社ヤブリ 代表取締役社長 CEO 庵原 保文	東京都港区六本木三丁目2番1号	特別利害関係者等(大株主上位10位) (注) 9	A種優先株式 5,070	6,692,400 (1,320)	所有者の事情による

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2024年 6月21日	KDDI地方創生事業育成1号投資事業有限責任組合無限責任組合員グローバル・ブレイン株式会社代表取締役社長 百合本安彦	東京都渋谷区桜丘長10番11号	特別利害関係者等(大株主上位10位)	株式会社ヤブリ代表取締役社長CEO 庵原保文	東京都港区六本木三丁目2番1号	特別利害関係者等(大株主上位10位)(注)9	A種優先株式 39,630	52,311,600 (1,320)	所有者の事情による
2024年 6月21日	渋谷 修太	新潟県新潟市西区	特別利害関係者等(当社役員)	株式会社ヤブリ代表取締役社長CEO 庵原保文	東京都港区六本木三丁目2番1号	特別利害関係者等(大株主上位10位)(注)9	普通株式 6,849	9,040,680 (1,320)	所有者の事情による
2024年 6月21日	山崎 将司	千葉県柏市	特別利害関係者等(当社役員)	株式会社ヤブリ代表取締役社長CEO 庵原保文	東京都港区六本木三丁目2番1号	特別利害関係者等(大株主上位10位)(注)9	普通株式 16,600	21,912,000 (1,320)	所有者の事情による
2024年 6月21日	Global Catalyst Partners Japan 投資事業有限責任組合無限責任組合員 Global Catalyst Venture Management Japan 合同会社代表社員 大澤 弘治	東京都港区南青山一丁目1番1号	特別利害関係者等(大株主上位10位)	株式会社電通グループ代表取締役社長グローバルCEO 五十嵐博	東京都港区東新橋一丁目8番1号	特別利害関係者等(大株主上位10位)(注)9	B種優先株式 105,465	139,213,800 (1,320)	所有者の事情による
2024年 6月21日	株式会社朝日ネット代表取締役社長 執行役員 土方 次郎	東京都中央区銀座四丁目12番15号	特別利害関係者等(大株主上位10位)	株式会社電通グループ代表取締役社長グローバルCEO 五十嵐博	東京都港区東新橋一丁目8番1号	特別利害関係者等(大株主上位10位)(注)9	A種優先株式 104,020	137,306,400 (1,320)	所有者の事情による
2024年 6月21日	山本 公哉	東京都目黒区	特別利害関係者等(大株主上位10位)	株式会社電通グループ代表取締役社長グローバルCEO 五十嵐博	東京都港区東新橋一丁目8番1号	特別利害関係者等(大株主上位10位)(注)9	普通株式 25,040	33,052,800 (1,320)	所有者の事情による
2024年 6月21日	渋谷 美穂	新潟県新潟市西区	特別利害関係者等(当社役員の配偶者)	株式会社電通グループ代表取締役社長グローバルCEO 五十嵐博	東京都港区東新橋一丁目8番1号	特別利害関係者等(大株主上位10位)(注)9	普通株式 1,300	1,716,000 (1,320)	所有者の事情による
2024年 6月21日	渋谷 修太	新潟県新潟市西区	特別利害関係者等(当社役員)	株式会社電通グループ代表取締役社長グローバルCEO 五十嵐博	東京都港区東新橋一丁目8番1号	特別利害関係者等(大株主上位10位)(注)9	普通株式 74,160	97,891,200 (1,320)	所有者の事情による

移動 年月日	移動前 所有者の 氏名又は名称	移動前 所有者の 住所	移動前 所有者の 提出会社との 関係等	移動後 所有者の氏名 又は名称	移動後 所有者の 住所	移動後 所有者の 提出会社との 関係等	移動株数 (株)	価格(単価) (円)	移動理由
2024年 6月21日	櫻井 裕基	茨城県つく ばみらい市	特別利害関係 者等(当社役 員)	株式会社電通 グループ 代表取締役社 長グローバル CEO 五十嵐 博	東京都港区 東新橋一丁 目8番1号	特別利害関係 者等(大株主 上位10位) (注)9	普通株式 16,600	21,912,000 (1,320)	所有者の事 情による
2025年 3月31日	—	—	—	株式会社ヤブ リ 代表取締役社 長CEO 庵原 保文	東京都港区 六本木三丁 目2番1号	特別利害関係 者等(大株主 上位10位)	A種優先 株式 △104,020 B種優先 株式 △105,466 D種優先 株式 △46,445 普通株式 255,931	—	(注)7
2025年 3月31日	—	—	—	株式会社電通 グループ 代表取締役社 長グローバル CEO 五十嵐 博	東京都港区 東新橋一丁 目8番1号	特別利害関係 者等(大株主 上位10位)	A種優先 株式 △104,020 B種優先 株式 △105,465 D種優先 株式 △16,365 普通株式 225,850	—	(注)7
2025年 3月31日	—	—	—	B Dash Fund 4号投資事業 有限責任組合 無限責任組合 員 B Dash Ventures株式 会社 代表取締役社 長 渡邊 洋 行	東京都港区 赤坂一丁目 12番32号	特別利害関係 者等(大株主 上位10位)	A種優先 株式 △64,680 B種優先 株式 △16,910 D種優先 株式 △15,040 普通株式 96,630	—	(注)7
2025年 3月31日	—	—	—	いばらき新産 業創出ファン ド投資事業有 限責任組合 無限責任組合 員 REVIC キ ャピタル株式 会社 代表取締 役 坂本 啓 晃	茨城県水戸 市南町二丁 目5番5号	特別利害関係 者等(大株主 上位10位)	C種優先 株式 △90,000 普通株式 90,000	—	(注)7
2025年 3月31日	—	—	—	地方創生新潟 1号投資事業 有限責任組合 無限責任組合 員新潟ベンチ ャーキャピタ ル株式会社 代表取締役社 長 永瀬 俊 彦	新潟県新潟 市中央区天 神一丁目1 番地	特別利害関係 者等(大株主 上位10位)	C種優先 株式 △59,320 普通株式 59,320	—	(注)7
2025年 3月31日	—	—	—	山本 公哉	東京都目黒 区	特別利害関係 者等(大株主 上位10位)	B種優先 株式 △13,640 普通株式 13,640	—	(注)7

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2025年 3月31日	—	—	—	朝日メディア ラボベンチャ ーズ株式会社 代表取締役 野澤 博	東京都中央 区築地五丁 目3番2号	特別利害関係 者等(大株主 上位10位)	B種優先 株式 △31,570 C種優先 株式 △5,830 普通株式 37,400	—	(注) 7
2025年 3月31日	—	—	—	塚本 幹夫	東京都目黒 区	特別利害関係 者等(当社監 査役)	D種優先 株式 △3,000 普通株式 3,000	—	(注) 7

(注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）グロース市場への上場を予定していますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という）第266条の規定に基づき、特別利害関係者等（従業員持株会を除く、以下1において同じ）が、基準事業年度（「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう、以下同じ）の末日から起算して2年前の日（2022年7月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む、以下「株式等の移動」という）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載するものとするとしてされています。

2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとしてされています。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされています。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされています。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされています。

3. 特別利害関係者等の範囲は次の通りです。

(1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下、「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに係会社及びその役員

(2) 当社の大株主上位10名

(3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員

(4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社

4. 移動価格算定方式は次の通りです。

DCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定しました。

5. 2023年3月31日付で、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、A種優先株式27,272株、B種優先株式31,367株、C種優先株式16,701株、D種優先株式20,749株を自己株式として取得し、対価としてA種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主にA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式各1株につき普通株式1株を交付しています。

6. 2024年5月31日付で、全株主の合意により普通株式960,890株を、A種優先株式272,720株、B種優先株式313,670株、C種優先株式167,010株、D種優先株式207,490株に変更しています。

7. 2025年3月31日付で、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、A種優先株式272,720株、B種優先株式313,670株、C種優先株式167,010株、D種優先株式207,490株を自己株式として取得し、対価としてA種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主にA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式各1株につき普通株式1株を交付しています。

8. 当社は、2023年5月9日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っていますが、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しています。

9. 2024年6月21日付の株式譲渡により、株式会社ヤプリ及び株式会社電通グループは特別利害関係者等（大株主上位10位）となりました。

第 2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権
発行年月日	2024年 6 月25日
種類	第18回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 49,000株
発行価格	1,320円 (注) 3
資本組入額	660円
発行価額の総額	64,680,000円
資本組入額の総額	32,340,000円
発行方法	2024年 6 月24日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストック・オプションとしての新株予約権の付与に関する決議を行っています。
保有期間等に関する確約	(注) 2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下の通りです。

- 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされています。
- (1) 当社が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしています。
- (2) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2024年 6 月30日です。
2. 同施行規則第272条第 1 項第 1 号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っています。
3. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案し、決定しています。
4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下の通りです。

	新株予約権
行使時の払込金額	1 株につき1,320円
行使期間	2026年 6 月26日から 2034年 6 月23日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載の通りです。

2 【取得者の概況】

新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
宮毛 忠相	茨城県守谷市	会社役員	14,000	18,480,000 (1,320)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
当社従業員7名	—	会社員	35,000	46,200,000 (1,320)	当社の従業員

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
株式会社ヤプリー(※1、2)	東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー41階	352,400	19.85
株式会社電通グループ(※1、2)	東京都港区東新橋一丁目8番1号	346,000	19.49
渋谷 修太(※2、4)	新潟県新潟市	198,991 (10,000)	11.21 (0.56)
B D a s h F u n d 4号投資事業有限責任組合(※2)	東京都港区虎ノ門五丁目9番1号	146,630	8.26
いばらき新産業創出ファンド投資事業有限責任組合(※2)	茨城県水戸市南町二丁目5番5号	90,000	5.07
地方創生新潟1号投資事業有限責任組合(※2)	新潟県新潟市中央区天神一丁目1番地 PLAKA3 1階	59,320	3.34
山本 公哉(※2)	東京都目黒区	48,600 (10,000)	2.74 (0.56)
櫻井 裕基(※2、4)	茨城県つくばみらい市	43,400 (10,000)	2.45 (0.56)
山崎 将司(※2、3)	千葉県流山市	41,400 (4,000)	2.33 (0.23)
—(※6)	—	40,000 (10,000)	2.25 (0.56)
朝日メディアラボベンチャーズ株式会社(※2)	東京都中央区築地五丁目3番2号	37,400	2.11
C a t a l y S T 1号投資事業有限責任組合	東京都港区六本木六丁目8番10号 ステップ六本木ビル	30,070	1.69
宮毛 忠相(※4)	茨城県守谷市	27,000 (16,000)	1.52 (0.90)
T B S イノベーション・パートナーズ1号投資事業組合	東京都港区赤坂五丁目3番6号	24,400	1.37
—(※6)	—	17,410 (5,000)	0.98 (0.28)
株式会社デジタルホールディングス	東京都千代田区四番町6番地 東急番町ビル	15,149	0.85
株式会社スノーピーク	新潟県三条市中野原456番地	15,040	0.85
つくば地域活性化ファンド投資事業有限責任組合	茨城県土浦市中央二丁目11番7号	15,040	0.85
りそなキャピタル4号投資事業組合	東京都江東区木場一丁目5番25号 りそなキャピタル株式会社	15,040	0.85
さくらインターネット株式会社	大阪府大阪市北区大深町6番38号	15,030	0.85
—(※6)	—	15,000 (10,000)	0.85 (0.56)
—(※6)	—	13,700 (10,000)	0.77 (0.56)
日本交通株式会社	東京都中央区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル	12,100	0.68
株式会社CARTAVENTURES	東京都港区虎ノ門二丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー36階	11,860	0.67
—(※6)	—	11,300 (500)	0.64 (0.03)
—(※6)	—	11,000 (8,500)	0.62 (0.48)
KDDI 地方創生事業育成1号投資事業有限責任組合	東京都渋谷区渋谷二丁目17番1号	10,370	0.58

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
—(※6)	—	10,000 (500)	0.56 (0.03)
—(※6)	—	9,000 (5,500)	0.51 (0.31)
—(※6)	—	6,600 (600)	0.37 (0.03)
インターウォーズ株式会社	東京都中央区銀座六丁目13番16号 銀座ウォ ールビル9階	6,020	0.34
—(※6)	—	5,500 (1,000)	0.31 (0.06)
—(※6)	—	5,000 (1,000)	0.28 (0.06)
—(※6)	—	5,000	0.28
—(※6)	—	4,620 (2,620)	0.26 (0.15)
—(※6)	—	4,000	0.23
—(※6)	—	4,000 (4,000)	0.23 (0.23)
—(※6)	—	3,500 (3,500)	0.20 (0.20)
古川 健介	東京都渋谷区	3,000	0.17
S I 創業応援ファンド投資事業有 限責任組合	大阪府大阪市北区茶屋町18番14号	3,000	0.17
木山産業株式会社	新潟県新潟市中央区米山二丁目5番1号	3,000	0.17
塚本 幹夫(※5)	東京都目黒区	3,000	0.17
—(※6)	—	3,000 (1,250)	0.17 (0.07)
—(※6)	—	2,000	0.11
—(※6)	—	2,000 (1,000)	0.11 (0.06)
武市 智行	東京都世田谷区	2,000 (2,000)	0.11 (0.11)
Joe Neale	Bottmingen Switzerland	2,000 (2,000)	0.11 (0.11)
—(※6)	—	1,250	0.07
—(※6)	—	1,250 (1,250)	0.07 (0.07)
—(※6)	—	1,240 (220)	0.07 (0.01)
その他36名	—	21,350 (19,020)	1.20 (1.07)
計	—	1,774,980 (139,460)	100.00 (7.86)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次の通り株主の属性を示します。

- ※1 特別利害関係者等（その他の関係会社）
- ※2 特別利害関係者等（大株主上位10名）
- ※3 特別利害関係者等（当社代表取締役）
- ※4 特別利害関係者等（当社取締役）
- ※5 特別利害関係者等（当社監査役）
- ※6 当社従業員（元従業員であった者を含む）

2. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数です。

3. 株式（自己株式を除く）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しています。

独立監査人の監査報告書

2025 年 6 月 12 日

フラー株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

児玉秀康

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

吉永竜也

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第 216 条第 6 項の規定に基づき、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフラー株式会社の 2022 年 7 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日までの第 13 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フラー株式会社の 2023 年 6 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（I の部） 第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年6月12日

フラー株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

児玉秀康

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

吉永竜也

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフラー株式会社の2023年7月1日から2024年6月30日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フラー株式会社の2024年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2025年3月31日付で優先株式の全てを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付している。また、会社は、2025年4月3日開催の取締役会において、会社が取得した全ての優先株式について消却することを決議し、同日付で消却している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部） 第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025 年 6 月 12 日

フラー株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

児玉秀康

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

吉永竜也

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第 216 条第 6 項の規定に基づき、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられているフラー株式会社の 2024 年 7 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日までの第 15 期事業年度の中間会計期間（2024 年 7 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フラー株式会社の 2024 年 12 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2025 年 3 月 31 日付で優先株式の全てを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付している。また、会社は、2025 年 4 月 3 日開催の取締役会において、会社が取得した全ての優先株式について消却することを決議し、同日付で消却している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の四半期財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025 年 6 月 12 日

フラー株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

児玉秀康

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

吉永竜也

監査人の結論

当監査法人は、「経理の状況」に掲げられているフラー株式会社の 2024 年 7 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日までの第 15 期事業年度の第 3 四半期会計期間（2025 年 1 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）及び第 3 四半期累計期間（2024 年 7 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第 4 条第 1 項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に準拠して、フラー株式会社の 2025 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する第 3 四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第 4 条第 1 項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第 4 条第 1 項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上